

2024 年度

タイにおける知的財産の状況

2025 年 2 月

S&I International Bangkok Office Co.,Ltd

目次

1 章	本報告書の概要	3
2 章	特許.....	5
3 章	意匠.....	8
4 章	商標.....	9
5 章	改正案の概要	13
6 章	タイ知的財産局（DIP）の組織構造.....	17
7 章	著作権	19
8 章	地理的表示（G I）	22
9 章	知的財産に関する支援手段.....	31
10 章	最近の注目判決.....	34
11 章	知的財産登録出願、審査期間、審判、裁判統計	51
12 章	実用新案に関する統計情報および支援手段ーインドネシア、タイ、ベトナムー	73

1 章 本報告書の概要

本レポートでは、まずタイにおける知財実務における主要な観点である特許実務、意匠実務、商標実務上におけるそれぞれの 2024 年における主な実務上の変更点などを「2 章 特許」、「3 章 意匠」、「4 章 商標」、において説明する。

具体的には、2 章では、ターゲット特許の早期審査に関する知的財産局局告示、及び知的財産、遺伝資源および関連する伝統的知識に関する条の合意について説明する。3 章の意匠に関しては、2024 年にはあまり実務上の変更はなかったが、意匠に関するタイ知的財産局（DIP）の内部体制について簡単に説明する。4 章の商標については「1. 2024 年の商標に関する最近の法律・実務のトピックス」ではガイドラインの更新や早期審査制度などについて説明し、「2. 2024 年の商標に関する権利行使」において、DIP をはじめとして権利行使の関連機関が商標の侵害品に対する権利行使のため 2024 年にどのような努力を行ったのか説明する。

また、特許法及び特許法に含まれる意匠法については、2024 年の 12 月に新たに改正案が公表され、2025 年 1 月末までこの改正案に対するパブリックヒアリングが行われた。そこで、今回「5 章 特許法改正案」において 2024 年改正案についての概要や、今後の見通しについて説明する。なお、今まではこのような特許法改正案について検討を行うなどタイの知財行政を担うタイの知的財産局（DIP）の組織について説明をしていなかったが、今回「6 章 DIP の組織について」で簡単に説明する。

ついで、「7 章 著作権」においては、2024 年における改正案の進捗状況やパブリックヒアリングでの主な意見について報告する。さらに近年、アセアン諸国では注目を浴びている GI 法に関し、タイでは現在改正法案の検討が進められている。

「8 章 地理的表示（GI）」ではこの改正法案の概要について説明する。また、タイにおける知的財産に関する支援手段等については、「9 章 タイにおける支援手段」にまとめた。なお、本章における支援手段については昨年からの大きな変更はなかったため、昨年までの内容を要約したものとなっている。

最近の判決例（特許の判決 1 件、意匠の判決 2 件、商標の判決 2 件、営業秘密 1 件）について「11 章 最近の判例」にまとめた。意匠の判決は、いずれも取消訴訟であり、新規性の判断について述べている。商標の判決は、いずれも拒絶査定不服審判に対する控訴審の判決であり、それぞれ、識別力の欠如、商標の類似性を争点としている。また、タイにおける知財の現状についてより深く理解するため、「10 章

統計情報」として、出願件数や登録件数、審判件数などの知財に関する統計的な情報を主に年別で記載した。また、

最後に、近年アセアン地域における実用新案制度が注目されていることから、タイ、インドネシア、ベトナムについての実用新案に関する統計情報及び支援制度について「12 章 実用新案に関する統計情報及び支援制度」において説明する。

2 章 特許

2 章では、ターゲット特許の早期審査に関する知的財産局局告示、及び知的財産、遺伝資源および関連する伝統的知識に関する条の合意について説明する。

1. 特許・小特許に関する最近の法令と実務

(1) 特許ファストトラック： ターゲット特許の早期審査に関する知的財産局局告示 (1397/2567)

知的財産局は、2022 年 5 月 3 日に開始された医学・公衆衛生および未来食品分野の「ターゲット特許早期審査」プロジェクトに引き続き、2024 年 12 月 2 日に、グリーンイノベーション分野の特許・小特許出願を早期審査する「ターゲット特許早期審査に関する知的財産局局告示」を新たに公布した。この局告示は、2024 年 12 月 15 日以降に発効する。

本事業の目的は、従来の局告示と同様、グリーンイノベーション（又は環境発明）分野の特許または小特許出願の審査速度を向上させることである。この分野の技術に焦点を当てるのは、知的財産局は、多くの国が気候変動に関連する問題に直面しており、環境や人間生活に深刻な影響があることを承知しているためである。また、前政権が計画した 20 年国家戦略（2018-2038 年）の第 5 章「環境にやさしい生活に基づく国家の成長の創造」にも合致している。

このプロジェクトの目的における「グリーンイノベーション」は、以下の 6 種類のグリーンイノベーションに関連する製品やプロセスから構成される：

- ①**サステナビリティのための水と空気に関するイノベーション**：汚染された廃棄物の処理を含み、環境、健康、生活の質に影響を与える水と空気の質の維持・向上に関する発明を意味する。
- ②**グリーン・エネルギー・イノベーション**：エネルギーの生産、使用、コスト削減に関連する発明、または化石燃料ではなく、風力、太陽光、水、バイオマスなどのリサイクルや再利用が可能なエネルギー源である原材料からの利用可能なエネルギー源に関する発明を意味する。
- ③**電気自動車とエコ輸送のためのイノベーション**：電気自動車の生産、性能向上、利用に関連する発明を意味し、充電設備や道具、充電ステーションなどのインフラや関連する支援要素を含む。
- ④**グリーン・アーキテクチャー・イノベーション**：資源の効率的利用に焦点を当てた建築物の設計・建設に関する発明、省エネルギーと生活とのバランスを生み出すのに役立つ自然環境を活用した発明、またはリサイクル可能な環境に優しい材料を使用した発明を意味する。

⑤**プラスチックの代替品に関するイノベーション**： 日常生活においてプラスチックに取って代わることができる新素材を用いた製品や製造工程に関する発明で、生分解しやすい素材を含むもの、または、より良い使用をサポートし消費者にとってより安全であるように素材の効率を改善した発明を意味する。

⑥**廃棄物・廃水管理のためのイノベーション**： 「リデュース、リユース、リサイクル」で構成される廃棄物管理プロセスに関するイノベーションを意味し、材料をできるだけ長く使用できるようにすることや、環境にやさしい方法で廃棄物を処理することを含め、使い捨てプラスチックの使用を削減することのできる発明を意味する。なお、医学、公衆衛生、未来食の分野の発明についても、今回の本事業の対象とすることができる。

2. 特許及び小特許に関する特許法改正情報

(1) 2024 年 5 月 24 日、タイを含む WIPO 加盟国が知的財産、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関する条約に合意

2024 年 5 月 24 日、世界知的所有権機関（WIPO）は、加盟国が 25 年越しで初めて「知的財産、遺伝資源および関連する伝統的知識に関する条約（WIPO Treaty on Intellectual Property, Genetic Resources and Associated Traditional Knowledge）」に合意したと発表した。

この条約は、遺伝資源及び遺伝資源に関連する地域の伝統的知識の保護に関する条約である。この条約はまだ発効前であるが、発効後には、タイは、出願人に対して遺伝資源の出所を開示するよう要求すること、遺伝資源の参照元として使用するデータベースを有すること、出所を開示しない場合の罰則など、同条約の原則に合致するよう特許法を改正することが義務づけられる。

(2) 改正特許法案のパブリックヒアリング

知的財産局は、2024 年 12 月 16 日に特許法改正案を公開し、2024 年 12 月 16 日から 2025 年 1 月 31 日まで、利害関係者及び一般市民に対して法案に対する意見を募集した。現行法を改正する理由として、法案には「1979 年の特許法には、現在の状況と矛盾する規定がある。また、タイは意匠の国際登録に関するハーグ協定の締約国となり、発明と意匠の国際登録を支援する。したがって、発明特許、意匠および小特許の特許登録の手順とプロセスを改善することが適切である。また、特許権者及び小特許権者の権利を効果的に保護するために、国際的なプラクティスやタイが加盟している国際協定に沿ったものとする必要がある。これにより、国内の研究と技術革新を促進する。」とある。

この法案は、法制委員会によって再検討され、条文番号の変更や条項全体の整理を含め、2020 年の改正案よりも多くの事項が追加されており、現行法は 88 条からなるのに対し、改正法案は 171 条からなる。これは、例えば、「知的財産、遺伝資源および関連する伝統的知識に関する条約」（第 20 条）に義務付けられた、遺伝資源、生物資源又は伝統的知識に関する特許出願の規定、特許協力条約(2009 加盟)を実施するための国際特許出願に関する省令の規定に基づいて、第 3 章には、特許協力条約に基づく国際特許出願、第 5 章には、ハーグ協定に基づく意匠の国際意匠登録出願などが新たに導入されるためである。

さらに、特許出願の審査時期や手続きに関連する部分についても、特許取得の迅速化を図るため、いくつかの大きな改正が行われる。例えば、現行法では実体審査請求を公開日から 5 年としていたものを、タイに特許出願した日から 3 年に変更する（第 33 条）。

詳細については、第 5 章において説明する。

3 章 意匠

2024 年にはあまり実務上の変更などはなかったが、意匠に関する DIP の内部体制について簡単に説明する。

1. 最近の法律、規制の変更

2024 年には、新しい法律や規則の施行はなかった。なお、2024 年 12 月 16 日に DIP のウェブサイトの特許法案（意匠の改正パートを含む）が公表され、2024 年 1 月 31 日までパブリックヒアリングを行っている。

2. プラクティスの変更等

2024 年には、意匠出願に関するプラクティスに変更はなかったが、人事面等で意匠部門には以下のような動きがあった。

（1）人事異動があり、意匠部長は、GI 部長であった Prapaporn Khumpiranont 女史に変更された。2024 年 11 月 12 日現在、意匠部門のスタッフ総数は 51 名である。

（2）意匠部門は 2025 年も在宅勤務を継続する。在宅勤務により、審査官が出願人や代理人と面談して助言を与える時間を増やすことで、意匠登録件数の増加につなげたいと DIP は考えている。

審査官との面談（例えば、オフィスアクションに関する質問など）については、一部の審査官は、電子メールや電話ではなく、DIP で直接相談することを希望している。現時点では、DIP は特許部門の審査官との面談にウェブミーティングも採用しているが、意匠部門ではまだこのテレビ会議を採用されてはいない。

（3）審査の迅速化のため、2027 年度（なお、タイの会計年度は前年 10 月始まり）まで、時間外勤務を行う審査官にインセンティブとして時間外勤務手当（OT）が支給される。現時点では、OT に在宅勤務の場合が含まれるかどうかは未定である。

（4）2021 年に開始された電子出願であるが、意匠出願においても用いられている。2023 年には全体の 49 % の出願が電子出願を利用しており、利用率は 2024 年には 55 % に増加した。

4 章 商標

4 章では、「1. 2024 年の商標に関する最近の法律・実務のトピックス」ではガイドラインの更新や早期審査制度などについて説明し、「2. 2024 年の商標に関する権利行使」において、DIP をはじめとして権利行使の関連機関が商標の侵害品に対する権利行使のため 2024 年にどのような努力をタイ国内において行ったのか説明する。

1. 2024 年の商標に関する最近の法律・実務のトピックス

2024 年、商務省と知的財産局（DIP）は、商標に関する以下の省令・局告示を発行し、または新しいプラクティスを採用した。

（1）新しい商品／役務分類のガイドライン

- 2024 年 2 月 12 日、商務省は「商品およびサービス分類の分類に関する商務省告示」（告示番号無し）を発行した。発効日は 2024 年 3 月 1 日である。
 - 2024 年 11 月 7 日、商務省は「商品およびサービス分類の分類に関する商務省告示」（告示番号無し）を発行した。発効日は 2025 年 1 月 1 日である。
- この 2 つの告示は、いずれも、説明の文言をより明確にするために、以前のものに軽微な文言の修正および追加をしたものである。

（2）DIP の公式ウェブサイトにおける商品／役務ガイドラインの許容リストの更新

- 2024 年の最新更新：2024 年 6 月 24 日
- DIP の公式ウェブサイト（<https://tmsearch.ipthailand.go.th>）で入手可能
- 利用可能な言語：タイ語および英語

商標部は、現行のプラクティスに従って、許容される商品/役務リストについて、データ収集と改訂を行っている。2024 年の最新情報は 2024 年 6 月 24 日であるため、今後も随時改訂される可能性がある（通常、年二回程度不定期に改訂される）。

（3）ファースト・アクション・ファスト・トラック（2568 年（2025 年）新年特別措置）

2024 年 11 月 29 日、DIP は、事業家の商標登録を促進するための「商標のファーストアクションの早期発行（ファーストアクション・ファストトラック、新年特別措置）に関する告示」（告示番号無し）を発行した。有効期間は 2024 年 12 月 15 日から 2025 年 4 月 30 日までである。

ただし、マドリッド出願、証明商標、団体商標、並びに、色彩、図形、音、又はこれらの組み合わせからなる商標／サービスマークには本局告示は適用されない。

本局告示は、以下の 7 つの基準を満たす出願について、商標のファーストアクションの早期発行（出願日から 3 ヶ月以内）を規定している。

- ① 新規商標出願が、2024 年 1 月 15 日～2025 年 1 月 31 日の間に電子出願システムを通じて出願されたもの
- ② 出願された商標が、写真、絵画、device、brand、名称、語句、文、文字、数字、サイン、またはそれらの組み合わせであるもの。
- ③ 1 つの区分とし、かつ、指定商品/役務は 5 項目を超えていないこと。
- ④ 商品/サービスは、DIP の公式ウェブサイト
(<https://tmsearch.ipthailand.go.th>) に掲載されている商品/サービスガイドラインの許容リストに準拠して指定すること。
- ⑤ 商標登録出願のすべての書類が完全に提出されていること。
- ⑥ 補正、譲渡、相続、または、商標の識別力を証明するための追加証拠の提出の申請がないこと。もしあれば、商標登録出願は通常案件として審査官が審査する。
- ⑦ 以下の情報システムから類似調査を行うこと。

- DIP の商標システム (<https://search.ipthailand.go.th/>)

- TM view のデータベース (<https://www.tmdn.org/tmview/#/tmview>)、および
Global Brand データベース (<https://branddb.wipo.int/branddb/en/>)

類似商標が見つかった場合、審査官の判断材料として、調査結果の証拠/書類を提出しなければならない。

要件を満たさない場合、審査官は当該商標登録出願を通常通りの案件として審査する。

注：この早期審査により、第三者がタイにおける商標出願日として商標法第 28 条に基づき最初の外国出願日を主張して、または、タイにおける商標出願日として商標法第 28 条の 2 に基づき国際展示会への商標付商品の出展日を主張して、後に商標出願を行った場合、登録官は商標出願の公告を取り消すか、または商標登録を取り消さなければならないケースがある。出願人は、このようなケースを認識し、（※このような場合の商標登録の取り消しに）同意しているものとみなされる。これにより損害が発生したとしても、出願人はその損害賠償や救済措置を請求できない。

2. 2024 年の商標に関する権利行使

2024 年、タイ政府（DIP および関連機関）は商標侵害対策活動を行った。以下に例を挙げ、概要を説明する。

（1）紛争調停および学術協力の促進に関する覚書の締結（DIP—CIPIT 裁判所）

2024 年 1 月 16 日、DIP と CIPIT 裁判所は、紛争調停および学術協力の促進に関する覚書（MOU）に署名した。この覚書における重要な点は、DIP 及び裁判所の

共同紛争調停サービスをリンクさせるためのサポートであり、これにより、紛争照会プロセスなど、一般市民の利便性を向上させることができる。当該覚書によれば、裁判所に提訴する前に、当事者は、DIP における調停、CIPIT 裁判所における調停などの代替的紛争解決を通じて、友好的な和解に達することができる。

つまり、従来であれば、DIP は、当事者の要請に基づき、調停人を任命し、当事者間で和解が成立した場合、当事者は和解契約を締結していた。しかし、当事者の一方が和解契約に従わない場合、もう一方の当事者は、裁判所が合意された条件に従うよう相手方に判決を下すよう CIPIT 裁判所に申し立てなければならなかった。これに対し、当該覚書によれば、当事者の要請により、裁判所の訴訟前調停プロセスが開始された場合、DIP は裁判所に案件を回付し、調停を促進する。当事者が和解に達し、和解契約を締結する意思がある場合、当事者は裁判所に和解契約の締結と同意判決の発行を要請することができ、上記のように裁判所に新たな訴訟を提起する必要はない。

（２）知的財産権侵害の防止と取締りに関する啓発

DIP および関連機関は、知的財産権侵害品の販売・購入・使用に対するキャンペーン「IP Fair 2024」、「ソフトパワーで権利を得よう」、「知的財産権の尊重を啓発するウォークキャンペーン。偽造品を買わない、売らない、使わない」など、知的財産権侵害の防止と抑止に関する啓発活動を共同で推進した。

（３） DIP はタイが監視リストから削除されるよう努力

タイは、米国通商代表部（USTR）によるスペシャル 301 条報告書において、2017 年から監視国リストに指定されているが、2024 年 4 月 26 日、米国通商代表部はタイを監視リスト（WL）に継続して指定した。タイ政府は米国政府と協力し、IP ワークプランを完了させ、できるだけ早く監視リストから除外されるよう努めている。

（４）知的財産局（DIP）および関連機関（司法省特別捜査局（DSI）、税関、警察など）は、タイの主要商業地域における侵害品の販売を検査・監視。

知的財産局および関連機関（DSI、税関、警察など）は、タイの主要商業地域（バンコクおよびその他の県、例えばチェンマイ、チョンブリー、プーケット、クラビ、パトゥムタニ、ノンタブリなど）において、侵害製品の販売を毎月検査・監視した。一般市民は、www.ipthailand.co.th またはホットライン 1368 を通じて、侵害の兆候を通報することができる。

（５）知的財産権侵害物品の破壊式典

侵害物品が市場に戻らないようにし、侵害物品の使用による危険から消費者・ユーザーを保護するために、関連政府機関は 2024 年に以下のとおり破壊式典を開催した。破壊式典は、例年、年に二回程度開催されている。

- 2024 年 2 月 12 日、タイ税関は押収品（878,583 点、約 800 万パーツ相当）の破壊式典を開催した。関連機関（DIP、DSI、警察など）が破壊式典に参加した。
- 2024 年 7 月 16 日、タイ税関は押収品（約 3900 万パーツ相当）の破壊式典を実施した。関連機関（DIP など）は破壊式典に参加した。
- 2024 年 8 月 23 日、DIP は押収品（1,249,588 点、約 3 億 2500 万パーツ相当）の破壊式典を実施した。DIP は関連機関（DSI、税関、警察など）および在タイ大使館および知的財産権所有者の代表者らを破壊式典の証人として招待した。

商品の種類によって、焼却、圧縮、裁断など、破棄方法は異なる。

（6）DIP は、ASEAN 知的財産協力作業部会（AWGIPG）の会議に出席

2024 年 12 月 16 日～18 日、DIP の局長は、ASEAN 知的財産協力作業部会（AWGIPG）の第 74 回会議に出席し、ASEAN 加盟国と ASEAN 知的財産アクションプラン 2026-2030 の実施に関するガイドラインの策定について協議した。

AWGIPG は、ASEAN 知的財産権行動計画 2026-2030 の 5 つの戦略的措置を以下の通り実施している。

- 1) 経済活性化のための変化に対する知的財産規定の効率性の強化
- 2) 整合性のある制度上枠組みの調和と、知的財産権の地域的機関の支援
- 3) 商業目的での知的財産の利用促進
- 4) 知的財産権の尊重の促進
- 5) 持続可能な成長のための知的財産権の利用の促進

第 76 回 ASEAN 知的財産協力作業部会（AWGIPG）は 2025 年 8 月にタイで開催される。これは、タイが主催国となる。

5 章 改正案の概要

特許法及び特許法に含まれる意匠法については、2024 年の 12 月に新たに改正案が公表され、2025 年 1 月までこの改正案に対するパブリックヒアリングが行われた。そこで、今回本章では 2024 年改正案についての概要や、今後の見通しについて説明する。

1. 最新の特許法改正法案の概要

(1) 特許

①従来技術に関する規定を改正

より明確化し、国際的な原則に合致させるため、従来技術に関する規定を改正する。この改正法案では、「従来技術」の定義には、特許出願日以前の国内または国外における「あらゆる手段」による開示が含まれている。(第 7 条第 2 項 (2))

②特許することができない発明の規定の改正

特許法における特許出願することができない発明に関する規定に「手術」という文言を追加し、実務を明確化し、TRIPS 協定の原則と一致させる。(第 11 条)

③遺伝資源または伝統的知識に関する保護の強化

遺伝資源または伝統的知識を使用する発明特許または小特許の出願者に対し、出願時において出所を開示する義務を課す。(第 20 条)

④特許出願人による自発的な分割出願制度の導入

現行法では、分割出願の命令は担当官のみが行うことができるが、特許出願人が自ら分割出願できることを認める。(第 23 条)

⑤実体審査請求期間の短縮

実体審査請求期間を「公開日から 5 年」から「タイ国出願日から 3 年」に変更する。(第 33 条)

⑥情報提供規定の追加

D I P が検討および審査を行うための証拠を、最初の公開が行われた後誰でも文書で提出できる。(第 34 条)

⑦2 段階での公開

特許出願は 2 回公開される。最初の公開は、タイにおける出願日または最初の出願日から 18 ヶ月後に行われる。これにより、RCEP の規定と合致させる。2 回目の公開は、発明が審査され、出願を登録すべきとの査定が示された後に行われる (第 32 条および第 35 条)

⑧特許付与後の軽微な誤記の訂正

軽微な誤記のある特許の訂正に関する規定を追加する。(第 40 条)

⑨先使用权の範囲の拡大

先使用件については、実施の準備も含まれることが明確に規定される。(第 44 条)

⑩特許実施許諾契約の届出

利便性の向上のため「ライセンス契約登録制度」を「ライセンス契約告知制度」に変更する。(第 49 条)

⑪医薬品に対する強制実施権に関する規定を改正

強制実施権が発効される前に、内閣の承認を得なければならないという規定を追加する。(第 62 条)

⑫国際特許出願に関する規定を追加

特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願に関する規定を追加する。この規定は、原則としては、2009 年の「特許協力条約に基づく発明の保護請求に関する省令」から採用されている。(第 73 条～第 81 条)

⑬権利種別の変更に関する改正規定

「特許」から「小特許」への変更、またはその逆の変更出願の期間を、他の発明特許の規定の改正に伴い、一致するように改正する。(第 120 条)

⑭小特許の審査請求期限の改正

小特許出願日から利害関係人が小特許が付与された後 6 年以内に小特許の審査請求ができるようにする (第 123 条)

(2) 意匠

①「特別な特徴を有する意匠」の明確化

改正法案では新規で、特別な特徴を有する意匠が登録を受けることができる旨が明確に規定されている。すなわち、82 条には、「特別な特徴を有する意匠とは、当業者が従来技術と比較して検討した結果、容易に創作していないと考える意匠」と規定されている (82 条)。

② 部分意匠制度の導入

意匠の定義において、「物品の部分の任意の形状」が含まれることが明記される (4 条)。

③ 新規性喪失の例外規定

新規性喪失の適用事由が、従来までは展示会に限定されていたが、改正法案では、不正な開示または創作者/出願人/創作者または出願人から権限を譲渡された者による開示も含まれる。また、その適用期間について特許法改正法案では特許出願日から 6 ヶ月前までと短縮された。(84 条)。

④ 意匠出願の分割

新たな出願を行うことによる意匠の分割出願制度を導入する。分割出願においては、出願日は維持される。この規定及び手続は、第 89 条及び第 90 条に従い、省令で定める。

⑤ 関連意匠制度の導入

関連意匠制度がこの改正法案には含まれている。出願人は、本意匠の出願日から 6 ヶ月以内かつ本意匠の公開前までに、関連意匠を出願しなければならない（第 91 条）。

⑥ オフィスアクションへの応答期限

口頭でのコミュニケーション、書類や補正書の提出を含むオフィスアクションへの応答は、通知を受領した日から 60 日以内に行う必要がある。ただし、出願人は手数料を支払うことで期間延長を請求することができる。期限を徒過した場合、出願は第 93 条に従って放棄されたものとみなされる。

⑦ 公開の延期請求

現行法では、公開の延期を請求するための期限や手数料は定められていない。では、明確な期限を設けるため公開の延期請求の最長期間を明記した。最長期間は、出願日から 10 ヶ月となる。また、改正法案では、このような公開の延期請求には手数料がかかることを明記している（94 条）。

⑧ 異議申立

第 96 条から第 99 条において、意匠特許に対する異議申立について新たに明確に規定している。異議申立に関する期間は以下のとおり短縮される。

異議申立の期限：公開日から 90 日以内⇒公開日から 60 日以内に変更。

答弁書の提出期限：通知受領日から 90 日以内から⇒通知受領日から 60 日以内に変更。

また、現行法では、公開期間中に異議申立がなければ実体審査に移行する。しかし、改正法案では、第 96 条から第 99 条に従って登録命令が発令された後 15 日以内に特許が付与されると規定されている。

⑨ 存続期間

存続期間は 10 年から 15 年（出願日から 5 年、さらに 2 回、5 年ずつ更新可能）に延長される（100 条）。また、裁判に係属している期間は意匠特許の存続期間にはカウントされない。

⑩ 先使用権制度の緩和等

準備段階であっても先使用権の対象になる点が、第 103 条第 2 項として新たに改正法案に導入された。

⑪ 意匠の国際登録制度の導入

タイは数年以内に意匠の国際登録に関するハーグ協定に加盟する予定である。そのため、いくつかの条項がハーグ協定に対応するように改正される。例えば、国際登録を通じて出願された出願の優先日を主張することが認められている（第 88 条 (2)）。

2. 審議の現状（パブリックヒアリングの状況、パブリックヒアリング後の流れ）

パブリックヒアリングは 2025 年 1 月 31 日に終了した。集められた意見は法制委員会に送られ、検討される。その後、改正法案は内閣に送られる。内閣が改正法案を承認すると、最終的な検討のために議会に送られる。議会の承認後、改正法案は国王に提出され、国王の承認と署名を受ける。その後、法案は官報に掲載され、施行される。

6 章 タイ知的財産局（DIP）の組織構造

今まではタイの知財行政を担うタイの知的財産局（DIP）の組織について説明をしていなかったが、今回本章で簡単に説明する。

DIP は、知的財産権制度の保護及び活用を目指し、商務省管轄の組織として 1992 年に設立された。知的財産の保護および国内及び外国の知的財産権の保護の促進や、知的財産の創造、管理、商業化の促進を目的としている。具体的な所管範囲としては、特許法（発明特許、発明小特許、意匠）、商標法だけでなく、著作権法、地理的表示（GI）や集積回路の保護法、営業秘密法にも及ぶ。なお、以下で説明するように特許法、商標法などについては対応する部（Office）が存在しているが、集積回路の保護法、営業秘密法についても DIP の所掌とされているが独立した部署は存在していない。

DIP の組織構造は、2024 年 12 月時点で図 1 のようになっており、702 名が在籍する。2023 年の在籍者は 539 名だったため、大幅に人数は増えている。局長が組織のトップである。局長の下に 3 人の副局長が配置され、各副局長の下には、各部がグループを構成して存在している。具体的には、法務部（61 名）、知的財産権エンフォースメント部（27 名）、意匠部（54 名）からなるグループ、総務部（86 名）、渉外部（21 名）、著作権部（29 名）、地理的表示部（24 名）からなるグループ、商標部（138 名）、知的財産促進及び発展部（37 名）、特許部（189 名）、情報伝達技術センター（22 名）からなるグループである。

法務部では、DIP が管轄する法律の改正等についての検討が行われている。渉外部では、他国、例えばアセアンの他国の知財庁とアセアンの枠組みの中での共同作業を行ったり、日本の JETRO のカウンターパートとしてコーディネーションを行うなどの役割を果たす。意匠部、特許部、商標部はいずれも審査官が在籍しており、各出願の審査を行っている。これらのいずれの部においても審査官の人数は以前に比べて増加しており、審査の遅延の問題は徐々に解消されつつある。知的財産エンフォースメント部は、近年、タイにおけるエンフォースメントの中心的な役割を担っている DIP において重要な役割を果たし、エンフォースメントにかかる各機関と権利者とのコーディネーション等を行う。知的財産促進及び発展部は、例えばタイ国内での知財に関するイベントなどを行うことで、タイ国内における普及啓発を担っている。情報通信技術センターは、DIP のシステムのサポートを行っている。

その他、副局長からは独立した部局として、専門家（4 名）、内部監査グループ（3 名）、管理システム強化グループ（3 名）がある。専門家は、いずれも各部において所定の経験を積み、特許法や商標法等のエキスパートであって、各部からの質問に対してコンサルテーションを行う。管理システム強化グループは、DIP において評

価や内部管理についての分析を行局長に対して DIP の戦略や組織の発展のためのコンサルテーション等を行う。また、DIP の外部組織との連携、サポートも行う。

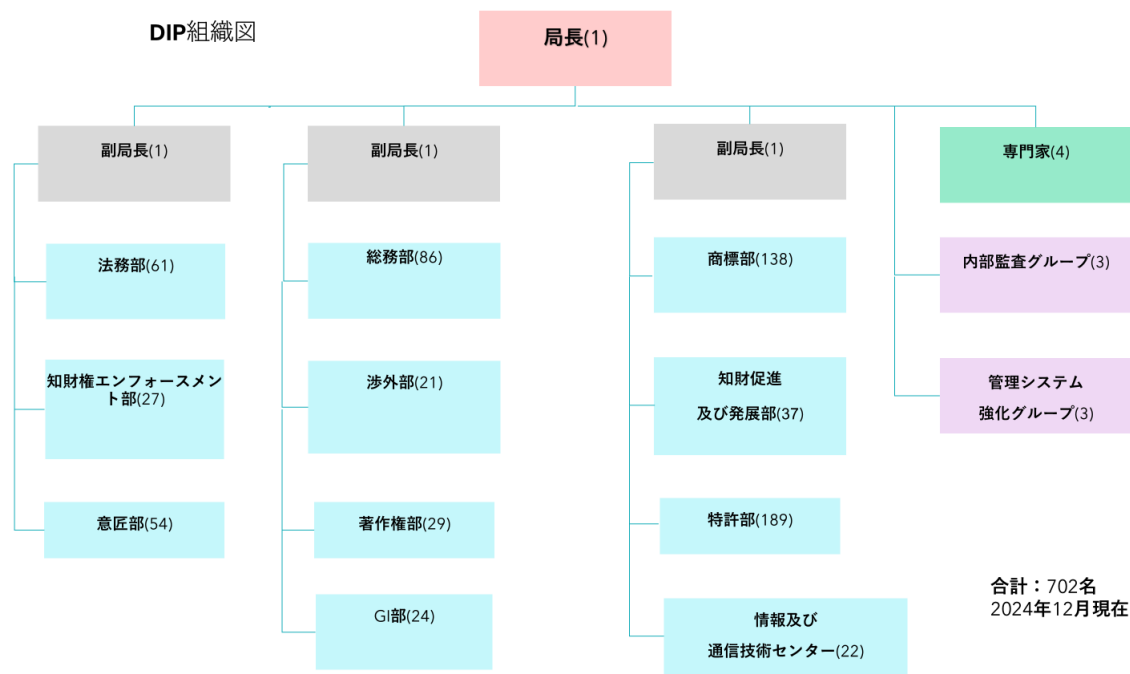


図 1：DIP の組織構造

7 章 著作権

本章では、2024 年における著作権法に関する改正案の進捗状況やパブリックヒアリングの状況等について説明する。

1. 著作権をめぐる最近の法令と実務

(1) 2024 年 2 月 20 日、新徴収団体リストが公表

2023 年と同様、2024 年 2 月 20 日、知的財産局は、知的財産局の行動規範に参加する意思のある徴収団体の新リストを公表した。2024 年、管理組織としての要求事項に合格した徴収団体は 11 団体である。

現在、知的財産局は、すべての徴収団体の業務が同じ方向に向かうよう、著作権使用依頼の連絡に関心のある人々の利便性を高めることを含め、強制力を持たせるために、著作権徴収団体に関する法律を制定しようと努力している。この取り組みは、現在まだ交渉の初期段階にある。様々な分野の利害関係者からの意見のブレインストーミングがまだ必要である。

(2) WIPO 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約に基づく改善

2.1 2024 年 1 月 18 日～2 月 18 日付の著作権法案

タイは WPPT への加盟が発効したため、同条約に準拠するよう著作権法を改正しなければならない。さらに、タイは地域包括的経済連携（RCEP）にも準拠して著作権法を改正しなければならない。そのため、2024 年 1 月 18 日から 2 月 18 日にかけて、著作権法案のパブリックヒアリングが知的財産局によって開催され、関係者から法案に対する意見が寄せられた。

2024 年 4 月 26 日、商務大臣は、著作権法案を内閣に提案し、原則的な承認を得た。

(3) 2024 年 3 月 27 日付パブリックヒアリング結果

2024 年 1 月 9 日から 1 月 31 日にかけて行われた実演家の権利に関するパブリックヒアリングでは、俳優、歌手、ミュージシャン、レコード会社の代表者、団体管理団体の代表者、一般市民の計 28 名から意見が出された。意見の概要は以下の通り：

- 歌手・演奏家の録音使用料に関する点については、著作権者が徴収すべきとの意見が多数を占めた。
- 合意に至らない場合の録音使用料決定の点については、1) 録音使用料は中立的な機関が基準として定めるべき、2) 実演家と著作権者が同じ割合で補償金を受け取るべき、3) 録音使用料率はその都度決めるべき、の 3 つの意見に分かれた。

- 実演家の報酬を受ける権利の譲渡の点については、実演家はその権利を他人に譲渡できるようにすべきである、また、譲渡期間を定めてもよいとの意見があった。

2024 年 1 月 18 日から 2 月 18 日にかけて行われた著作権法案に関するパブリックヒアリングでは、歌手、音楽家、レコード会社、著作権者、法律事務所、事業者団体、行政機関、一般市民の計 32 名から意見が出された。DIP が提起した具体的な問題に対する多数意見をまとめると、以下のようになる：

- 「録音物」の定義の改正について：「音楽、演奏その他の音の連続からなる著作物であって、録音物の種類を問わず、必要な手段を用いて再生することができるもの」とするもので、この改正点については賛成多数であった。

- 「実演家」の定義に、メッセージを伝達する実演を行う者を含めるとともに、著作権の保護期間が満了かどうかにかかわらず著作物を実演する者であること、又は芸術文化の表現であることを要件とする改正点については、賛成多数であった。

- 録音、放送の著作物が公衆に伝達される場合に、実演家に著作権者から公正な著作権料を支払うとの改正点については、賛成多数であった。

- タイまたはタイが加盟する条約の締約国で録音された実演の場合、実演家が排他的権利と公正な使用料を受け取る利益に関する点については、実演が著作権法で保護される録音物または放送著作物の形式で公表される場合、実演家の実演も保護されるという改正点は賛成多数であった。

- 第 44/1 条に従って既に録音された実演の実演家の排他的権利を譲渡することができるという改正点には賛成多数であった。

- 実演家が、譲受人に対し、実演における実演家であることを確認する権利、または実演における実演家の氏名を訂正する権利を有するという実演家人格権に関する改正点、また、実演家人格権は、実演家の生涯を通じて有効であることを明確にするための改正点、実演家はその権利の保護期間満了前に死亡した場合、実演家の後継者は残りの保護期間を通じて権利を行使する権利を有する改正点について、賛成多数であった。

- 民事事件において裁判所が押収物の破棄を命ずることができる規定の追加に関する改正点については、賛成多数であった。

- 違約金の下限を撤廃することによる違約金条項の改正点であり、多数意見はこの提案に賛成した。

（４）タイが加盟した著作権条約または実演家の権利の保護に関する条約の加盟国リストに関する商務省の新しい省令が 2024 年 11 月 29 日に発表

2016 年 9 月 30 日付の従来の通達を廃止した今回の商務省の省令は、タイが WPPT に加盟し、これらの義務に対応するために著作権法が改正されたことによる。

本省令には、「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs 協定）」、「WIPO 著作権条約」の 3 つの条約の加盟国が省令にはリスト化されている。

ベルヌ条約加盟国数は 171 カ国から 181 カ国へ、TRIPs 協定加盟国数は 162 カ国から 166 カ国へ増加しており、WIPO 著作権条約加盟国数は 117 カ国である。

8章 地理的表示（GI）

近年、アセアン諸国では注目を浴びている GI 法に関し、タイでは現在改正法案の検討が進められている。本章では、この改正法案の概要について説明する。

1. タイの地理的表示保護法について

タイでは 2003 年に地理的表示保護法（GI Protection Act B.E. 2546 (2003)）が制定され、2004 年 4 月 28 日に施行された。この制度は登録が前提となっており、商務省知的財産局（DIP）が地理的表示登録を担当する官庁である。2024 年 12 月 17 日現在、220 の国内 GI 登録と 21 の外国 GI 登録の合計 241 の GI が登録されている。21 の外国 GI 登録のうち、日本からの GI 登録は 6 件、すなわち東根さくらんぼ、鹿児島和牛、但馬牛、神戸ビーフ、夕張メロン、市田柿である。

同法は施行されてから 20 年以上経過しているため、登録制度を合理化し、品質管理を追加し、より効率的な保護の範囲と権利行使を実現するための改正地理的表示保護法案（以下、改正案という）が検討されている。改正案は現在国会での審議中であり、下院及び上院を通過しなければならない。上院で承認されれば、国王が署名し、官報に掲載される。官報に掲載されてから 180 日以内に施行される予定である。

2. 改正案の主なポイント

改正案の主なポイントは以下の通りである。

（1）「地理的表示」の定義の修正

現行法：「地理的表示」とは、以下の名称、記号または表示をいう。

取引において地理的原産地を識別または表示するために使用され、商品の所定の品質、評判またはその他の特性が地理的原産地に起因する場合に、当該地理的原産地を原産地とする商品を指定することができるもの。

改正案：「地理的表示」とは、商品の品質、評判、その他の特性が地理的原産地との本質的な結びつきの結果であるような地理的原産地を起源とする商品を指定することができる名称、記号、または取引に使用される表示を意味する。

説明：新しい「地理的表示」の定義は、地理的原産地そのもののみを示すものではないため、より広い定義を提供するものである。ただし、地理的表示は、商品の品質、評判、その他の特性に関して、地理的原産地との本質的な結びつきを示すものでなければならない。

（2）「利害関係者」、「商品生産者」、「取引者」の定義の追加

現行法：現行法には「利害関係者」、「商品生産者」、「取引者」の定義はない。

改正案：「利害関係者」とは、第7条に基づき地理的表示の登録を申請する権利を有する者、商品の生産者、取引者、または当該地理的表示に関連する利益もしくは当該地理的表示から生じる効果を有することを証明できる者をいう。

「商品生産者」とは、農業、手工芸品、工業（包装、加工、その他の行為を含む）を通じて地理的表示商品を生産する自然人、集団、法人を指す。

「取引者」とは、地理的表示商品の流通業者、輸入業者、輸出業者、またはその他の商業活動を行う者をいう。

説明：「利害関係者」は現行法に記載はあるものの定義がない。定義が追加されれば、「利害関係者」に該当するかどうかの判断に役立つこととなろう。さらに、改正法では「商品生産者」と「取引者」について複数箇所の記載がある。これらの用語の明確化のために定義が追加される。

（3）地理的原産地を表示しないが、一般名称である植物種または動物種であり、商品の所定の品質、評判またはその他の特性が、地理的表示登録の禁止された特徴に本質的に結びついている場合の規定の追加

現行法：現行法には、植物種または動物種の地理的表示としての登録を明確に禁止する規定はない。

改正案：

第5条 商品について登録申請される地理的表示は、以下の特徴から構成されてはならない。

(1) ...

(3) 植物種または動物種の名称であって、地理的原産地を表示しない一般的な名称であり、商品の所定の品質、評判またはその他の特性が、本質的にそこから結びついた結果であるもの。

説明：現行法では、植物種や動物種を地理的表示として登録することを明確に禁止していない。登録機関は、地理的原産地との関連性がないこと、またはそのような商品の一般名称であることに基づき、申請を却下する。改正案では、地理的原産地を表示しない植物種や動物種を明確に禁止する。その結果、登録機関は申請を拒絶する確かな根拠を持つことになる。

（4）国際協定に基づく地理的表示の登録に関する規定の追加

現行法：国際協定に基づく地理的表示の登録に関する規定はない。

改正案：

第9/1条 国際協定により保護される地理的表示の登録は、省令で定める規則及び手続きに従うものとする。

説明：改正予定の法律では、タイが地理的表示に関する国際協定に加盟した場合、国際協定に基づく地理的表示の登録が可能となる。

（5）登録申請の前提条件として品質管理制度を追加

現行法：第10条 地理的表示の登録申請は、商品の品質、評判又はその他の特性、地理的原産地及び省令で定めるその他の事項に関する詳細からなるものとする。

改正案：第10条 地理的表示の登録申請は、商品の品質、評判又はその他の特性、地理的原産地、地理的表示の品質管理制度及び省令で定めるその他の事項に関する詳細からなるものとする。

説明：現行法では、地理的表示の登録前に品質管理制度を構築する必要はない。改正案では、申請前に品質管理制度を整備することが義務付けられる。品質管理制度は地理的表示の信頼性を高め、消費者も地理的表示にかかる商品が管理制度に従って生産されているかどうかを確認できる。

（6）登録機関が地理的表示登録申請の補正を要求できる規定の追加

現行法：地理的表示登録申請について、登録官が補正を要求できる規定はない。

改正案：第12/1条 地理的表示が登録可能な特性を有すると登録官が判断した場合であって、登録申請が第7条、第9条及び第10条の規定に従って正確かつ完全でないときは、登録官は申請人に対し、命令を受領した日から60日以内に申請を補正するよう命じ、遅滞なくその旨を通知する書面を発行する。登録機関は、命令を受領した日から60日以内に申請を補正するよう申請人に命じ、遅滞なく申請人に通知する書簡を発行しなければならない。

申請人が第1段落に基づく登録官の命令に従わない場合、申請は放棄されたものとみなされる。ただし、登記官は、局長が定める規則および手続に従い、当該期限を延長することができる。

第2段落に基づき申請を放棄しても、新規登録申請を再提出する資格を失うものではない。

説明：現在、登録機関が地理的表示登録申請の補正を要求できる規定はない。現行法では、登録官は申請を受理するか却下することしかできない。改正案では、登録官が補正を命じ、期限を延長できるようになる。

（7）異議理由の追加と異議期間の短縮

現行法：第16条 第15条に基づく公告の日から90日以内に、利害関係人は地理的表示の登録に対して異議申立を行うことができる。

第1段落の異議申立ては、省令で定める規則および手続に従わなければならない。

改正案：第16条 利害関係人は、第15条の規定による公告の日から60日以内に、次のいずれかの理由を示して、地理的表示の登録に対する異議申立を行うことができる；

- (1) 地理的表示の登録申請が、第10条の規定に従ったものではない；
- (2) 地理的表示が、第5条(1)に基づく商品の一般的名称である；

- (3) 申請された地理的表示の翻訳が、第5条第1項に基づく商品の一般名称である；
- (4) その他の異議理由は省令で定める。

異議申立の規則および手続きは、省令で定めるところによる。

説明：現行法は異議理由を定めていない。改正案では、異議理由を規定する予定である。ただし、その理由は新第16条に限定列举されたものだけでなく、利害関係者は、他の異議申立理由に基づくことも可能である。

改正案では、登録手続きを加速させるために異議申立期間も短縮される。

（８）GI マークに関する規定の追加

現行法：GI マークに関する規定はない。

改正案：第20/1条 地理的表示マークは以下の通り；

- (1) 登録された地理的表示商品とともに使用されるタイの地理的表示マーク
- (2) 地理的表示商品を原材料とする商品とともに表示するための地理的表示の使用を促進するマーク

第1段落のマークの見本、マークの使用およびマークの表示は、省令で定める規則、手続きおよび条件に従うものとする。

第20/2条 知的財産局の許可がない限り、何人も第20/1条の地理的表示マークを使用することはできない。

第1段落に基づく許可の請求は、局長が定める規則、手続及び条件に従わなければならない。

説明：現在のプラクティスでは、知的財産局は知的財産局局告示に基づきタイの地理的表示マーク（GI マーク）を発行しており、このGI マークの使用許可の条件は、知的財産局の規則に規定されている。また、現在、GI マークの違反に対する罰則はない。これに対し、改法案にはGI マークに関する規定が含まれ、違反に対する罰則が法律に規定されるようになる。また、地理的表示の使用を促進するマークも条文に追加される。

（９）登録された地理的表示の取消を委員会に提出するよう登録機関に請求できる者についての修正

現行法：第23条 第19条に基づく登録後に状況が変化し、その変化によって地理的表示が第5条に規定する禁止された特徴から構成されるようになった、または地理的原産地に関する特定事項もしくはその他の特定事項が登録と異なるようになったと思われる場合、利害関係人または管轄官庁は、登録を補正または取り消す決定のため

に委員会に事案を提出するよう登録官に請求することができ、第22条第2段落の規定が準用される。

改正案：第23条 第19条に基づく登録後に状況が変化し、その変化によって地理的表示が第5条に規定する禁止された特徴で構成されるようになったと思われる場合、何人もまたは管轄官庁は、登録を取り消す決定をするために委員会に事案を提出するよう登録官に請求することができる。

第19条に基づく登録後に状況が変化し、その変化によって地理的原産地に関する特定事項またはその他の特定事項が登録と異なるようになったと思われる場合、利害関係者または管轄官庁は、登録を補正または取り消す決定をするために委員会に事案を提出するよう登録機関に要請することができる。

第22条第2段落の規定は、第1段落および第2段落について準用する。

説明：改正法では、登録された地理的表示が禁止された特徴で構成されるようになった場合、登録機関に請求できる者は「利害関係者」から「何人も」に変更される。したがって、このような場合、登録機関に取消しを請求できる者の範囲はより広くなる。

(12) 登録後の品質管理に関する規定の追加

現行法：登録後の品質管理に関する規定はない。

改正案：

第3/1章 地理的表示の品質管理

第24/1条 地理的表示が登録された後、商品の生産者または取引者は、知的財産局に登録された業務マニュアルおよび地理的表示登録に従うよう、自らの商品の生産および品質を管理しなければならない。

第24/2条 商品の生産者または取引者は、局長が指定する機関による地理的表示の品質検査を請求することができる。品質検査に合格した商品生産者または取引者は、地理的表示マークの使用許可を請求する権利を有する。

第24/3条 第24/2条以外の場合、商品の生産者または取引者は、認定を受けた他の認証機関に地理的表示の品質の検査および認証を依頼することができる。

第24/4条 第24/1条に基づく生産及び商品の品質管理、第24/2条に基づく地理的表示の品質検査、又は第24/3条に基づく地理的表示の品質の検査及び認証は、局長が定める規則、手続及び条件に従うものとする。

第24/2条に基づく地理的表示の品質検査、または第24/3条に基づく地理的表示の品質検査および認証が行われた後、場合により、商品生産者または取引者は、局長が定める手続に従い、品質検査または検査および認証の結果を知的財産局に報告しなければならない。

第24/5条 地理的表示が商品とともに登録された後、管轄官庁および登録機関は、品質、商品の特性、地理的表示の品質管理制度、および第10条に規定されるその他の詳細について検査する権限を有する。

第1段落の職務を遂行するにあたり、管轄官庁および登録機関は以下の権利を有する；

- (1) 商品生産者または取引者に対し、説明、陳述、関連証拠または情報の提出を命じる；
- (2) 本法に基づく検査のため、商品生産者または取引者の営業時間中に、商品生産者または取引者の営業施設に立ち入ること；
- (3) 商品生産者または取引者からの商品サンプルを無作為に検査するか、商品生産者または取引者に対し、検査のために妥当な量の商品サンプルを送付するよう命じる；

管轄官庁または登録機関は、商品生産者または取引者に対し、所定の期間内（ただし、命令を受領した日から60日以内）に検出された欠陥または誤りを是正するよう命令する権限を有する

説明：品質管理制度が新たに追加され、法律で義務化された。品質管理制度は、自己管理、内部管理、外部管理の3段階に分かれている。自己管理は義務である。外部管理は任意だが、合格者には地理的表示マークの使用許可を申請する権利が与えられる。改正される予定の法律で品質管理制度が明確に規定されれば、地理的表示商品の品質を維持し、商品に対する消費者の信頼を確立することができる。

（11）商品の生産者または取引者に対して、品質管理制度の自己管理を遵守するよう命じる登録機関の権限を追加、また、登録機関による地理的表示の使用の停止。

現行法：第26条 第25条に基づく者が、登録に定められた条件に適合しない方法で地理的表示標章を使用する場合、登録官は、当該者に対し、登録官が定める期間内に、条件への適合を指示する書面による通知を送達しなければならない。当該期間内に合理的な理由なく適合しない場合、登録官は、通知を受領した日から2年を超えない期間、当該者の地理的表示の使用を停止する命令を書面で発することができる。

第1 段落に基づき地理的表示の使用の停止を受けた者は、通知の受領日から 90 日以内に、登録官の命令に対して委員会に不服を申し立てる権利を有する。不服申立ては、省令に定める規則及び手続きに従うものとする。

委員会が決定を下した場合、当該者が委員会の決定に不服がある場合、当該者は、当該決定の通知を受領した日から 90 日以内に裁判所に提訴する権利を有するものとする。かかる期間内に訴訟が開始されない場合、委員会の決定は最終的なものとみなされるものとする。

改正案：第 26 条 第 25 条に基づく者が、登録に定められた条件に適合しない方法で地理的表示標章を使用する場合、または第 24/1 条に違反する場合、登録官は、当該者に対し、条件への適合を指示する書面による通知、または特定の条件および時間の有無にかかわらず命令を送達しなければならない。合理的な理由なく適合しない場合、登録官は、登録官の命令が遵守されるまで当該者の地理的表示の使用を停止する命令を書面で発することができる。

第1 段落に基づく地理的表示の使用の停止を受けた者は、通知の受領日から 60 日以内に、登録官の命令に対して委員会に不服を申し立てる権利を有する。不服申立ては、省令に定める規則及び手続きに従うものとする。

委員会が決定を下した場合、当該者が委員会の決定に不服がある場合、当該者は、当該決定の通知を受領した日から 90 日以内に裁判所に提訴する権利を有するものとする。かかる期間内に訴訟が開始されない場合、委員会の決定は最終的なものとみなされるものとする。

説明：現行法では、品質管理制度に関する規定がないため、登録機関は、商品の生産者や取引者に品質管理制度の遵守を命じる権限を有していない。改正案では品質管理制度が実施されるため、登録機関の権限が本条に追加された。品質管理を目的として、登録機関は、品質管理制度を遵守していない者の地理的表示の使用を停止する権限を有する。

（1 2）地理的表示に対する違法行為に関する文言の修正

現行法：第 27 条 次に掲げる行為は、違法とする；

- (1) 登録申請で指定された地理的原産地に由来しない商品が当該地理的原産地に由来する商品であることを表示し、又は他人に誤認させるために地理的表示を使用すること；

- (2) 他の取引者に損害を与えるような方法で地理的表示を使用し、商品の地理的原産地および商品の品質、評判またはその他の特性について混同または誤解を生じさせること；

第1段落の行為は、地理的表示の登録日前に行われた場合には、適法とみなされる。

改正案：第27条 次に掲げる行為は違法とする；

- (1) 登録申請に指定された地理的原産地に由来しない商品が当該地理的原産地に由来する商品であると一般公衆に混同又は誤解を生じさせるような方法で、原産地を特定し、又は商品を表示すること；
- (2) 産業上又は商業上の慣行において善意に反する行為であって不正競争となるもの、特に方法のいかんを問わず、営業者の営業、商品又は産業上若しくは商業上の活動に損害を与え、若しくはその名誉を毀損するような混同を生じさせ、若しくは取引上虚偽の表示をし、又は地理的表示商品の種類、製法、用途、数量その他の特性について一般消費者の間に混同を生じさせるような表示若しくは表示をする行為。

第1段落の行為は、地理的表示の登録日前に行われた場合には、適法とみなされる。

説明：現行法では、違法行為は地理的表示に直接反する行為のみである。したがって、何人かが地理的表示を非適合商品に直接使用しないが、そのような商品が地理的表示商品であるとの混同を一般公衆に引き起こす場合、そのような行為は現行法第27条により違法行為とはみなされない。これに対し、改正案では、地理的表示の使用に直接反しないが、地理的表示に関する混同を引き起こす可能性のある行為を含む、より広い違法行為の範囲が規定される。

(13) 特定商品の地理的表示の翻訳を禁止する規定の追加

現行法：第28条 大臣は、あらゆる種類の商品を特定商品として指定する省令を公布することができる。

第四段落の規定に従うことを条件として、特定の種類の商品が第一段落の規定により特定商品として指定されたときは、使用者が商品の真の地理的原産地を表示し、又はその商品の真の地理的原産地を表示するための表示若しくは行為をした場合であっても、登録申請において特定された地理的原産地以外の商品を表示する地理的表示の使用は、違法とみなす。

第2段落に基づく商品の真の地理的原産地の表示には、商品とともに使用される地理的表示とともに、「種類」、「型式」、「様式」等の表現及びこれらに類似する表現等の使用が含まれるものとする。

...

改正案：第28条 大臣は、あらゆる種類の商品を特定商品として指定する省令を公布することができる。

第四段落の規定に従うことを条件として、特定の種類の商品が第一項の規定により特定商品として指定されたときは、使用者が商品の真の地理的原産地を表示し、又はその商品の真の地理的原産地を表示するための表示若しくは行為をした場合であっても、登録申請において特定された地理的原産地以外の商品を表示する地理的表示の使用は、違法とみなす。

第2段落に基づく商品の真の地理的原産地を表示するための表現又は行為には、地理的表示の翻訳の使用、商品とともに使用される地理的表示とともに「種類」、「型」、「様式」又はこれらに類似する表現等の使用を含むものとする。

...

説明：改正案では、特定商品の地理的表示の翻訳の使用が禁止されていることが明示されている。これにより、特定商品の地理的表示の保護範囲が拡大される。

（14）地理的表示マークの使用違反に対する罰則の追加

現行法現行法：地理的表示マークの使用に違反した場合の罰則に関する規定はない。

改正案：第38/1条 地理的表示マークを許可なく使用し、第20/2条に違反した者は、20万バーツ以下の罰金に処される。

説明：改正案では、GIマークの使用に違反した場合の罰則が追加された。

9 章 知的財産に関する支援手段

タイにおける知的財産に関する支援手段等については、本章にまとめた。なお、本章における支援手段については昨年からの大きな変更はなかったため、昨年までの内容を要約したものとなっている。

1. 知的財産に関する支援手段について： 税制優遇措置

(1) 税制優遇措置は、タイの産業界の技術開発と競争力を支援し、加速させるための重要な手段である。タイでは、研究開発と投資を促進する責任を負う 2 つの政府機関として、国家科学技術開発局 (NSTDA) と投資委員会 (BOI) がある。2 つの機関が提案する税制優遇措置について簡単に紹介する。

(2) 国家科学技術開発局 (NSTDA) の方針と基準

NSTDA は 1991 年に国家科学技術開発法 (National Science and Technology Development Act 1991) に基づいて設立された。同機関は高等教育科学研究革新省 (Ministry of Higher Education, Science, Research and Innovation) に属している。NSTDA の税制優遇を受けることができる対象者 (政府または民間部門) は以下の通りである：

- ① 法人であること。
- ② 税金支出と RDI (研究開発イノベーション：Research, Development and Innovation) 支出があること。
- ③ NSTDA 基金への寄付を除き、BOI による投資促進を受けていないこと (BOI Announcement No.10/2565)。
- ④ 研究ユニットは歳入局に登録されていること。
(<https://www.rd.go.th/56999.html> でリストを確認できる。)
- ⑤ NSTDA から RDI プロジェクトまたは RDIMS (Research, Technology Development and Innovation Management System) として認定されていること。

関連法

- ① 減免を規定する歳入法に基づき発行された通達 (第 598 号) B.E. 2559 (2016)
- ② RDI への支出に対する減免の基準、方法、条件に関する財務省の通達 (第 391 号)
- ③ 技術・イノベーションの研究開発に関する申請人の基準・方法の設定に関する歳入局局告示

(3) 投資委員会 (BOI) の方針と基準

研究開発に対する減免措置の恩恵をより多く受けるために、出願人は投資委員会（BOI）に税制優遇措置を申請することができる。BOI は 1966 年に設立され、タイへの投資を促進することを主な使命とし、適格なプロジェクトに対して税制上および非税制上の恩典を提供している。投資促進ガイド 2023 は、5 ヶ年投資促進戦略（2023-2028）における技術、革新、創造性を対象とした BOI 投資奨励の基準と条件を以下のように発表している：

2023 年 1 月 3 日以降、基礎的恩典と追加恩典の両方において、投資促進および法人所得税（CIT）免除の対象となる活動は以下の通りである：

1. BCG 産業（農業、食品、バイオテクノロジー、医療）
2. 先端製造業（機械・車両、電気・電子機器）
3. 基盤・裾野産業（金属・素材、化学・石油化学、公共施設）
4. 創造・デジタル産業、及び高価値サービス（デジタル、クリエイティブ産業、高価値サービス）

以下の条件に従い BOI 申請者は、投資促進法に基づく奨励特典を受ける。

税制上の恩典

- 機械輸入税の免除・減免
- 研究開発目的で輸入される物品の輸入税の免除
- 原材料および必要資材輸入税の減税
- 法人所得税および配当に対する税金の免除
- 法人所得税の 50% 減税
- 輸送費、電気代、水道代の 2 倍までを控除
- 設備の設置・建設費用の 25% 追加控除
- 輸出向け製造用の原材料および必要資材の輸入税の免除

2. 知的財産に関する支援手段や政策： 知的財産に関する出願手数料の減免制度や補助金制度

（1）知的財産局による支援手段

タイにおいては、教育機関および地方機関の特許・小特許出願の出願料助成するための DIP の通達「特許又は小特許の出願に係る手数料を免除する機関のリスト」がある。

同通達の詳細は以下の通りである：

「1. 本通達は、国家教育法に基づく教育機関、公益、教育、宗教、社会福祉を目的とする財団その他の団体、または国営企業ではない政府機関に適用される。

2. 1.の団体は、公費免除を申請する際、以下のいずれかの証拠を提出しなければならない。

2.1 当該団体の法人格を示す証拠書類で、当該法に基づいて権限を与えられた者が発行したもの、または

2.2 当該団体の目的を示す証拠書類

3. 2004年9月30日に、当該団体に対する公認料金免除が発効した。

4. 上記1.の団体と同じ資格を有するが、添付のリストに名前がない団体は、特許または小特許出願の公定料金の免除を希望する場合、特許委員会に申請書を提出し、審査を受けなければならない。」

なお、タイでは中小企業向けの DIP による支援制度はない。

(2) デジタル経済振興庁によるもの

デジタル経済振興庁 (Digital Economy Promotion Agency, DEPA) も、知的財産権保護のための出願費用を継続的に支援している。経済社会デジタル発展法 B.E. 2560 (2017 年) に基づき設立された同庁は、経済社会のデジタル発展に関する国家政策に沿った戦略を掲げている。

起業家のデジタル関連の知的財産登録を支援するため、DEPA は政府機関、民間団体、公立・私立教育機関、中小企業、その他の法人に対し、「IP バウチャープログラム (IP Voucher Program)」による助成を行ない、毎年 10 件の IP バウチャーを提供している。

助成を受けることのできる者は、政府機関、民間企業、教育機関、ローカルコミュニティ、政府機関とともに登録された農業従事者であり、DEPA は、助成を受けようとするプログラムに対し、申請者の準備状況及び実施状況、知的財産登録を受けようとするデジタルイノベーションの種類、既存技術との重複の有無、期待される成果、適切と考えられる予算についての審査を行い、採択されたプログラムに対し、1 年以内、最大 10 万バーツの範囲で、以下の費用に対する助成を行う。

- ① タイ及び外国への出願費用 (特許、意匠、商標、著作権及びその他の知的財産権)
- ② 上記に関連する支出 (例: 特許/意匠のサーチ費用、書類提出費用、登録費用など)

ただし、すでに存在するか、保有している権利の更新費用や譲渡費用は、この助成制度の対象にはならない。

10章 最近の注目判決

最近の判決例（特許の判決1件、意匠の判決2件、商標の判決2件、営業秘密1件）について本章にまとめた。意匠の判決は、いずれも取消訴訟であり、新規性の判断について述べている。商標の判決は、いずれも拒絶査定不服審判に対する控訴審の判決であり、それぞれ、識別力の欠如、商標の類似性を争点としている。

1. 特許

（1）控訴裁判決 No. 129/2567（2024年）

判決日：2024年1月15日

原告（控訴人）	H. Lundbeck A/S
被告（被控訴人）	Unison Co., Ltd.（被告1） Medline Co., Ltd.（被告2）

【事件の要約】

デンマークで登記された有限会社である原告は、全般性不安障害の治療薬であるエスシタロプラムを含有する精神障害の治療薬「LEXAPRO」のタイにおける特許権者である。原告は、被告らが原告と同じ全般性不安障害治療用のエスシタロプラムを含有する医薬品「ESOPAM」を製造販売していることを知った。控訴裁判所は、被告らは主張を証明するのに十分な証拠を提出しなかったと判断し、特許侵害に対して106,500デンマーククローネ（約230万円）と年利7.5%の利息、50万バーツ（約230万円）の権利行使費用を原告に賠償し、5万バーツ（約23万円）の弁護士費用を原告に代わって共同で支払い、係争製品の製造、流通、販売の提供を停止し、被告らが所有する製品を破棄し、「タイイノベーションリスト」（※）からの製品の登録を抹消するよう命じた。

（※）国立科学技術開発庁(NSTDA) 管轄のタイで発明された新製品と新サービスのリストで、同リストに掲載されると、政府調達プログラムの恩恵を受けることができる。

【原告（控訴人）の主張】

- 原告は全般性不安障害（GAD）に関連する製品につながる発明である「エスシタロプラムからなる精神障害の治療」について、タイで特許出願した（出願日2000年7月5日、出願番号0001002467）。同出願は2018年8月24日に特許査定され、特許第64415号が付与された。原告は、2017年3月から現在に至るまで継続して商標「LEXAPRO」の下、当該特許に基づく製品を製造販売している。

- 原告は、被告 1 が当該特許に基づく製品を製造し、販売していたことを知った。被告 2 は被告 1 の販売代理店である。被告らの製品「ESOPAM」は、当該特許の請求項 1 及び 2 に記載されたものと同一の「エスシタロプラム」を含有するものであった。

- 被告らの行為は原告の当該特許を侵害する。被告らに対し、442 万 9529.55 デンマーククローネ（約 9,500 万円）、権利行使費用 50 万バーツ（約 230 万円）、7.5%の利息、利益損失 100 万バーツ（約 460 万円）／月、係争製品の製造、流通、販売の中止、被告らの所有する製品の廃棄、「タイ イノベーションリスト」からの登録抹消を命じるよう請求する。

【被告（被控訴人）の主張】

- 原告の発明は全般性不安障害の治療も関するものであり、仏暦 2522 年（1979 年）特許法第 9 条（4）により特許が認められないヒトのうつ病の治療薬である。

- 原告の発明は、エスシタロプラムの新たな使用に過ぎず、新規性も進歩性もない。当該発明は、発明の背景において「エスシタロプラム及びその調製法は、米国特許第 4,943,590 号に開示されている...」と記載されており、タイにおける出願日前の文書に開示されていた。

【控訴裁の判断】

<争点①> 原告には訴訟権があるか否か。
（省略）

<争点②> 原告特許は合法か否か。
（新規性）

- 被告らは、米国特許第 4343590 号及び第 34712 号は、原告がタイで当該特許を取得する前に医薬品として合成されたエスシタロプラムに関するものであると主張した。しかし、米国特許第 4343590 号には、被告側証人が主張したような、全般性不安障害の治療薬としての化合物エスシタロプラムの使用に関する情報はなかった。米国特許第 34712 号については、同証人は、同文書には全般性不安障害に関する記載はないと証言した。

- 被告1の従業員として10年以上勤務し、現職の研究開発マネージャーである被告側証人の反対尋問での主張と回答は、その論拠となる論文を持ち合わせていなかった。従って、被告側証人の証言は証拠に乏しいものと認める。

- 一方、チューラーロンコーン大学理学部化学科の特任講師であり、高い学歴と公立大学で40年以上化学を教えてきた経験を持つ原告側証人は、エシタロプラムは既存の物質であったが、この物質を他の疾患の治療薬の成分として使用することはこれまで開示されていなかったと証言した。本事件に関与していない証人の方が、被告側証人よりも信用できる。また、原告は複数の学術資料を裁判所に提出したが、被告側は一切提出しなかった。

(進歩性、産業上の利用可能性)

被告の主張は裏付けとなる証拠を提出せず、立証をしなかった。

以上から、原告の当該特許第64415号は合法と認める。

<争点③> 被告らは共謀して原告の特許権を侵害したか否か。

- 原告の当該特許が存続中、被告1は全般性不安障害の治療に使用されるエシタロプラムを含有する医薬品を製造販売した。被告2は同医薬品の販売業者であった。被告らの行為は原告の独占的権利に対する特許権侵害であると認める。

<争点④> 原告に対する賠償額

- 原告の証拠から、被告1が医薬品「ESOPAM」を製造・販売し、被告2が39,830箱を販売していたことを認める。しかし、原告の当該特許権を侵害した医薬品の箱数と侵害にあたらぬ医薬品が箱数について証拠がないため、原告がどれほどの利益を失ったと認められない。従って裁判所は損害額を推定し、被告らに対し、106,500デンマーククローネ（約230万円）及び同損害額に対する年7.5%の利息を共同で支払うよう命じる。また、被告らが原告に代わって弁護士費用として5万バーツ（約23万円）を共同で支払うよう命じる。その他の請求は下級審の決定に従うものとする。

【S&I コメント】

本事件は、訴訟を裏付ける証人の選択と証拠の準備がいかに重要であることを示す事例である。被告は、原告に対していくつかの反論をしているが、仮に、すべての主張に対する証拠を準備していれば、いくつかの反論は認められた可能性がある。また、証人を評価する際、裁判所は当事者と面識のある証人よりも、訴訟に関与していない専門家の証人をより高く評価する。

2. 意匠

(1) 控訴裁判決 No. 2544 / 2565 (2022 年)

判決日：2022 年 12 月 26 日

※控訴裁判決後、原告は被告意匠を取り消す理由がある場合に被告らに対して当該意匠に
関与することを禁止するよう求めて最高裁に上訴した。最高裁は原告の上訴に対する審理
は不要と判断し、原告の上訴を認めなかった。(最高裁判決 No.247/2567 (2024 年))

原告（控訴人）	Well off Trading Limited Partnership
被告（被控訴人）	Miss Rattanawalee Charoenvitej（被告 1）
	MC H&H (Thailand) Company Limited（被告 2）
	タイ知的財産局（DIP）（被告 3）
	Mr. Danai Leangcharoen（被告 4）

【事件の要約】

原告は、金属材料の製造・販売を業としている。被告 1 は「マンホールの蓋」の
意匠権者であり（意匠第 71360 号）、当該意匠権は被告 1 から被告 2 に譲渡された。被告
4 は被告 3 に所属する意匠審査官である。

原告は、被告の当該意匠権は、被告が 2018 年 2 月 1 日に意匠出願する前に公知
であったとして、その新規性欠如を理由に取消を請求したが、裁判所は意匠の新規性の判
断は製品の機能ではなくその模様を判断するべきとして、当該意匠と既存意匠は異なると
判断した。

【原告（控訴人）の主張】

- 被告意匠は被告 1 が 2018 年 2 月 1 日に DIP に意匠出願する前の 2016
年にサムットプラカーン県パークナム地方自治体が開示しており、被告 1 はその
既存意匠について意匠出願をした。従って、被告 1 及び 2 の行為は仏暦 2522 年
(1979 年) 特許法第 56 条、第 57 条、第 58 条、第 64 条に違反する。

- 被告 1 及び 2 に対し、当該意匠の出願、使用、及び当該意匠に関するい
かなる行為にも関与することを禁止するよう請求する。また、被告 3 及び 4 に対し、
新規性がないことを理由に、被告の当該意匠第 71360 号を取り消すよう請求する。

【被告（被控訴人）の主張】

- 当該意匠はタイで意匠出願する前に一度も発表されたことのない新規の
意匠である。原告は善意で本事件を裁判所に提起したのではなく、ビジネスの競合相

手があるためであり、原告は本事件を、原告が特許と小特許侵害により訴えられた別の事件の論拠にしたいために本事件を提起した。

知的財産及び国際取引中央裁判所(CIPITC)は、当該意匠と既存意匠を比較してその模様が異なると判断し、当該意匠権を取り消す理由はないとして原告の請求を棄却したため、原告は控訴裁に控訴した。

【控訴裁の判断】

＜争点①＞ 原告には被告らを提訴する権限があるか否か。
(省略)

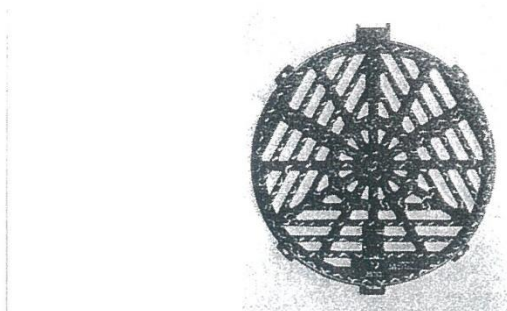
＜争点②＞ 当該意匠権は取り消されるべきか否か。

- 当該意匠と既存意匠の円形の形状と中心部の三角形の模様の類似は、新規性を考慮すべき重要な特徴ではない。新規性は、模様の組み合わせが既存意匠と模倣と判断できるほどに類似しているか否かを考慮しなければならないが、既存意匠には中央に円形模様がなく、水抜き孔がないため、当該意匠と既存意匠は異なる。従って当該意匠権を取り消す理由はない。

【S&I コメント】

タイ特許法では、意匠の類似性の判断方法について明確に定義していないため、意匠審査官と裁判官の解釈及び裁量に委ねられている。本事件は、意匠の新規性の定義を明確にするために、類似性の判断方法を明確に説明している。裁判所は、新規性を考慮する際に意匠の「機能」は考慮すべきではなく、両意匠の模様の組み合わせが模倣と判断できるほどに類似するかを意匠全体として考慮する必要があると述べている。従って本事件は、意匠の類似性判断について意匠審査官と裁判所が同じ理解、同じ方向性を持って特許法を解釈するために、非常に有益である。

【参考：被告意匠と既存意匠】



被告意匠第 71360 号



既存意匠

（２）控訴裁判決 No. 449 / 2565（2022 年）

判決日：2022 年 5 月 2 日

※控訴裁判決後、原告は原告意匠の要部は公知であるか、又は当該意匠出願前にその細部が公知だったかどうかの判断を求めて最高裁に上訴した。最高裁は原告の上訴に対する審理は不要と判断し、原告の上訴を認めなかった。（最高裁判決 No.526/2566（2023 年））

原告（控訴人）	J KCLASS Commercial Company Limited
被告（被控訴人）	タイ知的財産局（被告 1） タイ知的財産局局長（被告 2）

【事件の要約】

原告は、「タオル掛け」に係る意匠を被告 1 に対し出願した（出願番号 1802004594）。被告らが、原告意匠が特許法第 57 条（４）に基づき先行意匠と類似するとして、当該意匠出願を拒絶した。原告は拒絶を不服として特許委員会に審判請求したが、特許委員会は被告らの判断を支持したため、原告は裁判所に提訴した。

裁判所は、機能の新規性の判断は、意匠ではなく発明特許において考慮すべきとし、当該意匠と既存意匠との外観の相違は重要な違いではないとして原告の請求を棄却した。

【原告（控訴人）の主張】

- 原告意匠は識別性を有し、全体的な外観が既存意匠と明らかに異なる。当該意匠には、「４脚のうち配置間隔の短い２脚を繋げるパイプ、各脚の末端のゴム製カバー、フック、吊り下げたかご」という重要な要素がある。これらの要素は、タオルラックの機能を改善し、既存意匠よりも外観の創造性が高い。例えば、かごは安定性をもたらすように設計され、各脚の末端のゴム製カバーは滑りにくいようにシャパン型に設計されている。従って、これらの要素は技術的、機能的なものではなく、全体的な意匠に必要な要素であり、いわゆる「全体における重要な構成（overall dominant constitution）」である。

【被告（被控訴人）の主張】

- 当該意匠の全体的な外観は、既存意匠（2003 年 6 月 10 日公開の米国意匠第 D 475, 551 S 号）と大きな差異はない。既存意匠は、当該意匠がタイに出願される前に公開されている。従って当該意匠は新規ではない。

- 新規性判断の際は形状や外観の差異が公衆の関心を引くほど明確であるかのみを考慮すれば十分である。両意匠は細部が異なるだけで、重要な違いではない。

知的財産及び国際取引中央裁判所(CIPITC)は当該意匠と既存意匠の類似性について、製品の特別な特徴は考慮されるべきでないとして、両意匠の外観のみを検討した上で、当該意匠出願と既存意匠との違いは重要な違いではないとして原告の請求を棄却した。原告は控訴裁判所に控訴した。

【控訴裁の判断】

<争点①> 当該意匠は既存意匠を模倣するほどに類似するために拒絶されるべきか否か。

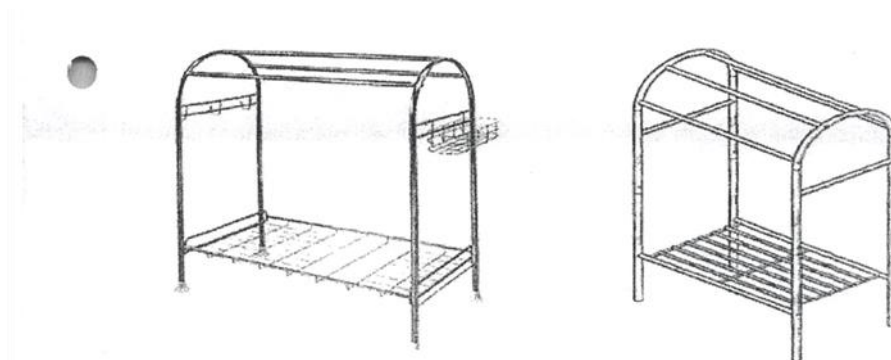
- 新規性の判断には外観のみを考慮し、当該意匠の機能を向上させる要素「4脚のうち配置間隔の短い2脚を繋げるパイプ、各脚の末端のゴム製カバー、フック、吊り下げたかご」は考慮しない。当該意匠の全体的な外観は先行意匠と相違はないため、当該意匠に新規性はない。

- 特許法第3条の定義に基づき、意匠は外観、すなわち物品の形状、又は物品の模様若しくは色を保護する。従って、意匠の新規性の判断はその形状と外観のみを比較するべきであり、機能は意匠ではなく発明特許で考慮されるべきである。

【S&I コメント】

2つの意匠の類似性は、さまざまな方法で見ることができる。例えばボトルと牛乳パックは同じ機能を果たすが、構成要素は共有していないというように、機能的に類似性がある場合もある。類似性はしばしば、より細部を比較される。例えば、すべての車にはエンジンとギアボックスがあるが、個々の意匠はまったく異なる場合がある。しかしながら、本事件では、機能と細部は意匠の新規性の判断に考慮せずその形状と外観のみを考慮するというタイのアプローチを示している。

【参考：当該意匠と既存意匠】



当該意匠

先行意匠

3. 商標

(1) 控訴裁判決 No. 33 / 2566 (2023 年)

判決日：2023 年 3 月 8 日

※控訴裁判決後、被告は原告商標には本質的な識別力がないと最高裁に上訴した。最高裁は控訴裁の判断を修正する理由がなく審理は不要と判断し、原告の上訴を認めなかった。
(最高裁判決 No.3071/2567 (2024 年))

原告（被控訴人）

BEIJING JINGDONG 360 DU E-COMMERCE LTD.

被告（控訴人）

タイ知的財産局（DIP）

【事件の要約】

商標登録官は識別力の欠如を理由に原告の商標出願「 JD.COM」及び「 JD.CO.TH」を拒絶した。原告は登録官の命令を不服として商標委員会に審判請求したが、商標委員会は登録官の判断を支持し、当該商標は商標法第 7 条第 2 項(4)に基づき識別力を欠くと決定した。原告は本件を裁判所に提訴した。知的財産及び国際取引中央裁判所(CIPITC)は登録官の命令及び商標委員会の決定を取り消す判決を下したため、被告は控訴裁判所に控訴したが、控訴裁は下級審の判決を支持した。

【原告（被控訴人）の主張】

- 原告は、中国法人であり、タイを含む世界各国でオンライン取引又は電子商取引の事業を営んでいる。原告は 2017 年 11 月 28 日、商標「 JD.CO.TH」を第 35 類（指定役務：広告、小売を目的とする通信媒体上での商品の提示、等）において出願した（出願番号 170141540）。原告は、さらに 2018 年 1 月 11 日、商標「 JD.COM」を第 35 類（指定役務：広告、ダイレクトメール広告、通信販売による広告、等）において出願した（出願番号 180100852）。

- 登録官は当該商標出願 2 件を審査し、いずれも商標法第 7 条に基づく識別力を有していないとして登録を拒絶したため、原告は商標委員会に審判請求した。商標委員会は商標登録官の命令を支持する決定を下した。

- 当該商標「 JD.CO.TH」及び「 JD.COM」は、創作された図形と装飾された語句の組合せである。

- 当該商標はいずれも他人のサービスと識別することができる 2 つの要部から構成されている。従って、当該商標は本質的な識別力を有する。

【被告（控訴人）の主張】

- 当該商標「 JD.CO.TH」及び「 JD.COM」は、それぞれ語句「JD.CO.TH」及び「JD.COM」を要部として構成されている。アルファベット「J」及び「D」は、大文字のアルファベットを 2 文字並べたものであり、一般に使用されている態様と異なるように表示されていない。アルファベット「JD」は原告の名前に由来するが、当該部分は創作された文字ではなく、第 7 条第 2 項（4）に基づき識別力に欠ける。

- コンピュータ情報技術辞典によると、「.CO」及び「.COM」は企業組織のウェブサイトのドメイン名を意味し、「.TH」はタイを意味する。これらの語句の使用は、タイの企業組織のウェブサイトのドメイン名で、タイで一般的に使用されているウェブサイトのドメイン名の使用に関連すると理解することができる。従って、「.CO.TH」及び「.COM」の部分は、公衆又はユーザーに他人のサービスと識別させることのできる特徴を有していないため、第 7 条第 1 項に基づき識別力に欠ける。

知的財産及び国際取引中央裁判所(CIPITC)は原告の請求を認め、当該商標出願（出番号 170141540 及び 180100852）の登録を進めるよう命じる判決を下した。被告は控訴裁判所に控訴した。

【控訴裁の判断】

<争点①> 原告商標「 JD.CO.TH」及び「 JD.COM」は本質的な識別力を有するか否か。

- 犬の図形は創作された図形であるため、商標法第 7 条第 2 項(8)に基づき識別力を有する。

- 商標法第 7 条第 2 項(4) に規定する装飾化された文字とは、一般に使用されていない様式で文字を配列し、公衆がその商標を使用するサービスと他人のサービスとの違いを識別できるものをいう。装飾化された文字とは、各文字が密着している、重なり合っている、太い、厚みがある、影になるような文字の重なっている、または模様として表示されているような特別な態様を持った文字を意味していない。

- 当該商標の「JD」の部分は意味を持たず、これらの文字の組み合わせが一般的に使用されていることは他で見当たらない。従って、当該商標のアルファベット「JD」は装飾化された文字であり、商標法第 7 条第 2 項(4)に基づき本質的な識別力を有する。

- アルファベット「.CO.TH」及び「.COM」は一般的な語句である。しかしながら、商標法では一般的な語句からなる商標の登録を禁止していない。その商標によって公衆またはユーザーが他人のサービスと区別することができるのであれば、その商標は登録することができる。

- アルファベット「JD」（原告名から由来）と犬の図形の組み合わせは、当該商標を使用したサービスと他人のサービスを公衆またはユーザーに識別させることができる。

- 当該商標「 JD.CO.TH」及び「 JD.COM」は、商標法第 7 条第 2 項（4）（8）及び第 16 条並びに第 80 条に基づき、本質的な識別力を有する。

【S&I コメント】

CIPITC および控訴裁判所は原告商標「 JD.CO.TH」及び「 JD.COM」の本質的な識別力を認めたが、現在の商標登録官の実務では、商標法第 7 条第 2 項(4) に規定する装飾化された文字とはデザイン化された文字と解釈され、デザイン化されていないアルファベット 2 文字は識別力不備を理由に拒絶される。従って、本事件の裁判所判断は、現在の商標登録官および商標委員会の審査基準とは異なる。

（２）控訴裁判決 No. 1029 / 2567（2024 年）

判決日：2024 年 5 月 15 日

原告（控訴人）	PUMA SE
被告（被控訴人）	タイ知的財産局

【事件の要約】

ヒョウの図形及び／又は語句「PUMA」からなる商標「」（他 19 商

標）の所有者である原告は、第三者の公告商標「」に対して異議申立をおこなった。商標登録官は、両者の商標は共にヒョウの図形を含むが、全体の外観と称呼が異なるため、同じ区分の関連する商品に使用したとしても識別できるとして原告の主張を認めず、公告商標の登録手続を進めるよう決定した。原告は不服として商標委員会に審判請求したが、商標委員会も登録官の判断を支持したため、原告は裁判所に提訴した。知的財産及び国際取引中央裁判所(CIPITC)及び控訴裁判所は、両者の商標は商品の所有者または出所に関して誤認混同を生じさせるほどに類似しないと判断した。

【原告（控訴人）の主張】

- 原告はドイツ法人であり、自身の商標は周知されている。公告商標は、周知商標である原告商標のヒョウの図形を改変して悪意で出願されたものであり、商標法第 8 条（10）及び第 13 条に違反する。
- 公告商標の出願人は原告の名声を利用して原告の登録商標と類似する商標を出願した。従って当該公告商標は商標法第 8 条（9）に基づき公序良俗に反する。

【被告（被控訴人）の主張】

- 原告商標と公告商標は商品の所有者または出所に関して誤認混同を生じさせるほどに類似しないため、商標登録官と商標委員会の決定は合法である。

知的財産及び国際取引中央裁判所(CIPITC)は原告の請求を棄却したため、原告は控訴裁判所に控訴した。

【控訴裁の判断】

<争点①> 公告商標は原告商標と誤認させるほどに類似するか否か。

- 類否判断は、両商標の（1）全体の外観、（2）商標の要部、（3）称呼、（4）公衆が混同を生じさせる可能性の 4 点からおこなう必要がある。
- 原告商標には 2 種類の外観のパターン、すなわち 長方形若しくは円の中、又は背景に配置された語句「PUMA」、「PUMA CELL」又は「ECOSPHERE」に、ヒョウのモノクロのシルエットの図形を加えたパターンと、ヒョウの図形のみからなるパターンがある。ヒョウの図形はいずれも左側に飛び掛かる図形である。前者

のパターンは、ヒョウの図形よりも大きい語句「PUMA」、「PUMA CELL」又は「ECOSPHERE」が商標の要部として配置され、ヒョウのシルエットの図形は商標の右側に配置されている。後者のパターンはヒョウの図形のみからなるため要部は図形部分である。

- 一方、公告商標はヒョウの形にデザインされた「P」を含む大文字のアルファベット 8 文字の「PANTHERA」、黒色と金色のシルエットで表した右側に飛び掛かるヒョウの図形及び三日月の図形からなり、その要部は「PANTHERA」である。従って、両者の商標はその外観と要部が異なる。

- 消費者は商品を購入する際に商標全体から識別する。従って、原告が主張するように商標を要素ごとに分離して類否判断する方法は適切ではない。

- 称呼について、原告は自身の商標の称呼が「飛び掛かるヒョウの図形」であることを証明しなかったが、公告商標の称呼は「PAN-THE-RA」とであると陳述している。語句「PUMA」を含む原告商標は「PU-MA」と読むことから、原告は両者の商標の称呼が異なることを認めているものと判断する。

- 両者の商標の外観および称呼が異なるため、公衆が商品の所有者または出所に関して混同を生じさせる可能性はないと判断する。両者の商標は誤認させるほどに類似しない。

<争点②> 公告商標は大臣が規定する規則に基づく著名商標と誤認混同するほどに類似するか否か。

(省略)

<争点③> 公告商標は公序良俗に反するか否か。

- 公告商標と原告商標は商品の所有者又は出所に関して誤認混同を生じさせるほどに類似しないため、公告商標は商標法第 8 条（9）に基づき公序良俗に反していない。

【S&I コメント】

当事者の商標が非類似と判断された場合、商標登録官、商標委員会及び裁判所すべての段階で、その商標が商標法第 8 条（9）に基づき公序良俗に反しているか、または著名商標と類似するか否かは検討されない。

【参考：両者の商標の外観】

原告商標	被告商標
(第 9 類) 	(第 9 類) 
(第 14 類) 	
(第 18 類) 	
(第 24 類) 	
(第 25 類) 	
(第 28 類) 	
(第 41 類) 	

4. 營業秘密

(1) 控訴裁判決 No. 3382/2566 (2023)

判決日：2023 年 6 月 30 日

原告（控訴人）	Nanomax Co., Ltd.（原告 1） Ms. Wannipa Jaddum（原告 2）
被告（被控訴人）	Mr. Thaksin Oun-akat（被告 1） KKTS Engineering Co., Ltd（被告 2） K.T.M. 999 Limited Partnership（被告 3） Ms. Panjama Srisarakam（被告 4）

【事件の要約】

「水質処理装置」の意匠権者である原告は、当該意匠権に基づく装置の製造を被告 1 及び 2 に依頼したが、その後、被告 3 及び 4 によって同様の装置が製造され、同じ消費者グループに対して実演されていることが判明した。原告は、被告らの行為は原告の営業秘密侵害、意匠特許侵害、秘密保持契約違反に当たるとして、被告を提訴した。控訴裁判所は、当該情報はその分野の人々の間で広く知られていたため、被告は原告の営業秘密を侵害しておらず、よって営業秘密は存在しなかったと判断した。また、原告と被告の装置の意匠は非類似として、被告は原告の意匠特許を侵害していないと判断した。

【原告（控訴人）の主張】

- 原告は「水質処理装置」に関する意匠特許（意匠特許第 52110 号、第 55248 号及び第 55249 号）の権利者である。2018 年頃、原告は被告 1 及び 2 に当該意匠特許権に基づく装置の製造を依頼した。その 1 年後、原告らは、被告 1 及び 2 が秘密保持契約を違反して原告の当該意匠特許や機密データを公開したことを知った。
- 被告 1 及び 2 は、原告と同じ作動原理を持つ装置を製造するために被告 3 と被告 4 を雇い、原告らと同様に官公庁が開催する入札に参加した。原告は、被告 1 及び 2 に停止通告書を送付していたが、被告らは現在も行為を継続中である。
- 裁判所に対し、5,000 万バーツ（約 2 億 3,000 万円）に 7.5%の利息を加えた額の損害賠償の支払い、偽造装置の使用停止と廃棄を命じるよう被告ら全員に命じ、命令に応じなければ、被告らが装置を廃棄するまで、1 日あたり 1 万バーツ（約 4 万 6,000 円）の損害賠償金を原告らに対し支払うよう命じことを請求する。

【被告（被控訴人）の主張】

- 被告 1 及び 2 は、装置の浮標の材料の一部のみを製造するために原告に雇われており、原告の装置の作動システムについては知らなかった。原告の装置に関する情報は一切開示されなかった。

- 争点となっている原告と被告の装置は異なるものである。原告の装置の作動原理やシステムは、環境工学に携わる者にとっては一般的に知られている科学的原理であって、タイ国内外で入手可能な印刷物にも開示されていた。原告の営業秘密ではない。

【控訴裁の判断】

<争点①> 被告らは共謀して原告の営業秘密を侵害したか否か。

- この争点を検討するには、水質処理装置の作動原理に関するデータが原告に帰属する営業秘密であるか否かを検討しなければならない。裁判所に提出された情報によると、原告の水質処理装置は、様々なレベルの電磁場を浮遊させるという作動原理を有し、電気エネルギーを電磁場エネルギーに変えることで、廃水中のコロイド分子を集合させ、速やかに沈殿させるというものであった。

- 被告側の証人は、原告の水質処理装置の作動原理は、水中の浮遊物質を集合させて沈殿するように導体を介して電気システムを設計することであり、これは環境工学の分野では一般的に広く使用されている装置であって、証拠として提出した多くの論文に記載されていると証言した。

- 一方で、原告は被告1との間で秘密保持契約を締結していた。しかし、原告は、多くの政府機関にデータを提示し、装置を実演していた。これは、原告らが情報をいかなる者に対しても秘密にしていなかったと認める。さらに、両者の証拠から、被告側の証人と証拠の方がはるかに認められると判断する。

- 原告の水質処理装置の作動原理は公知の情報であると認める。よって当該情報は原告に帰属する営業秘密ではない。

<争点②> 被告らは共謀して原告の意匠特許権を侵害したか否か。

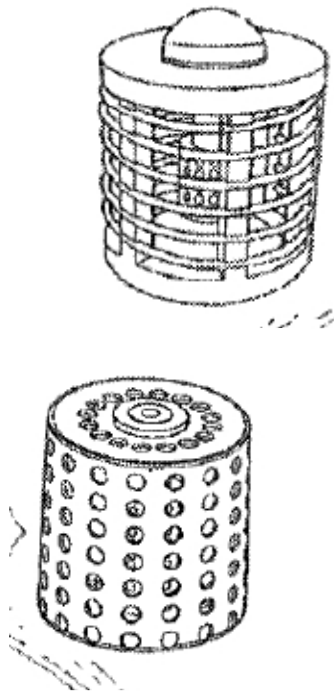
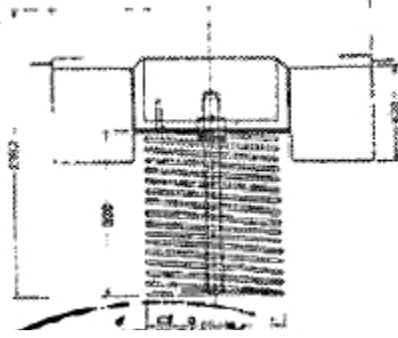
- この争点を検討するために、原告の意匠特許の請求の範囲に記載された原告の装置及び実物の写真と、裁判所に提出された設計図に記載された被告の装置及び実物の写真とを比較し、原告と被告の装置の上部及び下部部分は明らかに異なるデザインであると判断する。

- 従って、被告らの行為は原告の意匠特許第52110号、第55248号、第55249号に対する意匠特許侵害ではない。

【S&I コメント】

本事件は、「機能部分」をカバーする特許性又は小特許性を欠くことにより、営業秘密及び意匠特許権を保護した事例である。意匠特許権については自明な抗弁が可能であるが、原告と被告の意匠が全く異なるものである場合、勝訴することは困難である。営業秘密は、訴訟を迫るための追加手段または選択肢であるが、まず、装置や製品に関連するデータが法律上営業秘密とみなされることを確認する必要がある。本事件のように、機能的な部品や作動システムを保護したい場合には、営業秘密を確実に管理し、特許や小特許の出願も検討するのが適切な選択であろう。

【参考：原告と被告の装置】

原告の意匠特許図面	被告の装置の設計図
	

11 章 知的財産登録出願、審査期間、審判、裁判統計

タイにおける知財の現状についてより深く理解するため、本章において、出願件数や登録件数、審判件数などの知財に関する統計的な情報を主に年別で記載した。

1. 直近 5 年間の出願および登録件数

(1) データの算出方法

①<出願件数、登録件数、審判件数、提訴件数>

知的財産局（DIP）および各裁判所から入手したデータを引用した。なお、2024 年の出願件数データ及び登録件数データは速報値（1 月～12 月）として入手したものであるため、後日発表される確定値とは、ずれが発生する可能性がある点に留意いただきたい。

②<審査期間>（出願から登録までの期間、及び、審査請求から登録までの期間）

・抽出手法

[発明特許]について、2019 年については、登録された発明特許 70 件（7 つの技術グループからそれぞれ 10 件ずつ）、2021 年から 2024 年については登録された発明特許 90 件（9 つの技術グループからそれぞれ 10 件ずつ）を抽出し、それぞれ審査期間を算出した。

[小特許]について、2019 年、2021 年から 2024 年について 20 件（機械 10 件、化学 10 件）、[意匠]について、2019 年、2021 年から 2024 年について 40 件（分野問わず）、[商標]について、2019 年、2021 年から 2024 年について 40 件（審判請求無し 30 件、審判請求あり 10 件）を抽出し、それぞれ審査期間を算出した。

・2020 年のデータ

2020 年のデータはコロナ禍であったため、存在していない。

・特許審査官の技術グループ数

2020 年に知的財産局(DIP)における特許審査官の技術グループ数が 7 から 9 に増加し、また、2021 年以降の発明特許の調査については登録された発明特許 90 件（9 つの技術グループからそれぞれ 10 件ずつ）を抽出しているため、それ以前との単純な比較ができない。

・審査請求から登録までの期間

2022 年から 2024 年については、審査請求から登録までの期間について算出した。

(2) 発明特許

①出願件数及び登録件数

[表 1][グラフ 1]に示すように、2020 年以降は毎年約 7,500 件～約 8,200 件程度の出願があり、2024 年の出願件数は 7,613 件で、2021 年の出願件数 8,236 件からは減少している。登録件数については、2018 年以降、毎年約 3,000 件からそれ以上の登録件数を記録していたが、[表 2][グラフ 2]に示すように、2021 年、2022 年に大きく落ち込み、その後一転して、2023 年、2024 年には 4,000 件を上回る登録件数を記録している。2021 年、2022 年の落ち込みについては、コロナ禍の影響もまだあるが、知的財産局（DIP）における 2022 年 8 月から 11 月にかけての局内システム障害の影響により審査が滞ったことが大きいと考えられる。

また、[表 1][グラフ 1]に示すように、国・地域別の出願件数については、日本からの出願の減少が著しく（過去 10 年では最高だった 2019 年の 3,356 件が 2024 年には 2,400 件と、最大時の 71.5%の件数に落ち込んでいる）、日本企業の東南アジアビジネスの拠点としてタイが位置づけられていることを考えると、退潮傾向となっている。

退潮傾向は欧州からの出願も同様である。これに反し、米国からは増加傾向となっている。

②審査期間と審査官数

[グラフ 4][表 3]に示すように、出願から登録までの期間（以下、「審査期間」という）については、医薬分野を例にとると、2021 年には 14.75 年であったものが 2024 年には 12.23 年と短縮されてきている。また、物理分野においては、2021 年に 7.13 年であったものが、2023 年には 9.00 年とむしろ長期化しており、分野におけるばらつきを見ることができる。

なお、2021 年以降の調査結果は、2019 年以前の調査結果とは技術グループ数が変更されたことから直接の比較はできないが、あまりはっきりとした改善は見られない。ただし、特許法改正案が施行されれば、審査請求期間が出願公開日基準ではなく、出願日基準となり、かつ、審査請求できる期間も 5 年から 3 年に短縮されるので、全体として出願から登録までの期間が大幅に短縮されていくことが期待されている。

[表 4]に示すように、審査請求から登録までの期間、即ち実質的な審査期間については、2024 年時点で、最も長い医薬分野で 6.83 年、最も短いエンジニアリング分野で 2.45 年である。

また、2024 年の調査結果中には PPH 申請を行った案件が存在しなかったため、2022 年調査案件中の PPH 申請案件について記述しておく、以下のような結果となった。すなわち、PPH 申請から登録までの期間は化学・材料分野で 1.51 年（1 件）（審査請求から登録まで平均 5.80 年）、物理分野で 3.02 年（2 件）（審査請求から登録まで平均 1.36 年）、食品・化粧品分野で 5.10 年（1 件）（審査請求から登録まで平均 4.88 年）だった。データ数が少ないため絶対的なことは言えないが、これらのデータに鑑みれば審

査請求から登録までの平均期間と比べて、PPH 申請をしたとしても必ずしも短縮されているとはいえない結果となっている。

特許審査官の増員については、[表 6]に示すように、2019 年 2 月に 97 名だったものが、2024 年 12 月には 103 名となっており、漸増にとどまっている。

これは、国家公務員委員会において、政府機関のスリム化を進めているため、当面審査官の積極的な増員予定はないものと思われる。

してみると、今後の審査期間の短縮化については、法改正が進まない限りは、大幅な改善を見ることはないものと考えられる。

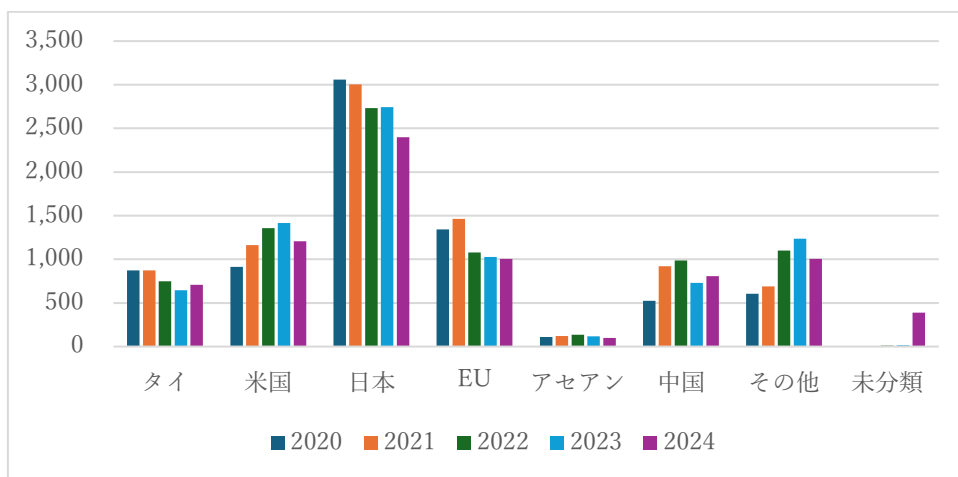
[表 1] 【出願件数】(2024 年の値は速報値)

年	タイ	米国	日本	EU	アセアン	中国	その他	未分類	合計
2020	871	914	3,059	1,341	108	525	604	0	7,422
2021	871	1,164	3,004	1,463	121	922	691	0	8,236
2022	748	1,356	2,734	1,077	134	988	1,099	11	8,147
2023	647	1,416	2,745	1,027	117	729	1,234	15	7,930
2024	707	1,205	2,400	1,004	100	805	1,005	387	7,613

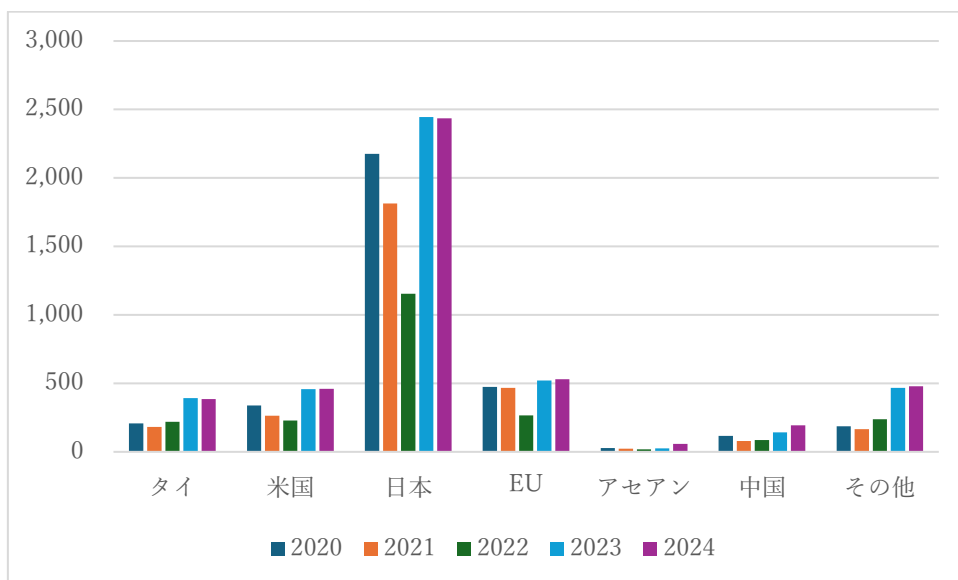
[表 2] 【登録件数】(2024 年の値は速報値)

年	タイ	米国	日本	EU	アセアン	中国	その他	合計
2020	207	338	2,176	474	27	116	187	3,525
2021	182	264	1,813	468	24	79	165	2,995
2022	220	228	1,155	267	19	85	237	2,211
2023	392	457	2,445	521	26	142	466	4,449
2024	386	459	2,435	531	58	193	478	4,540

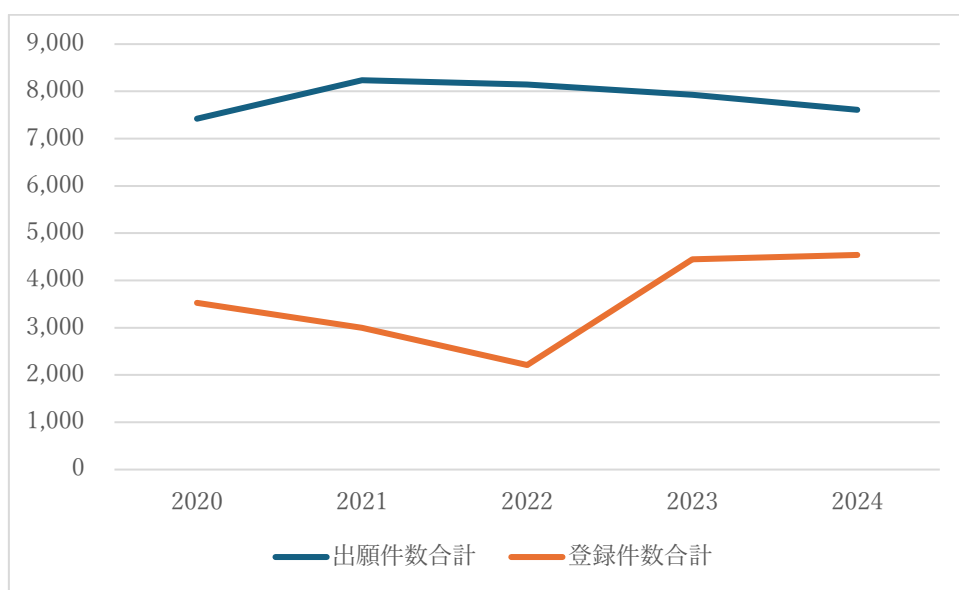
[グラフ 1] 発明特許出願件数(2024 年の値は速報値)



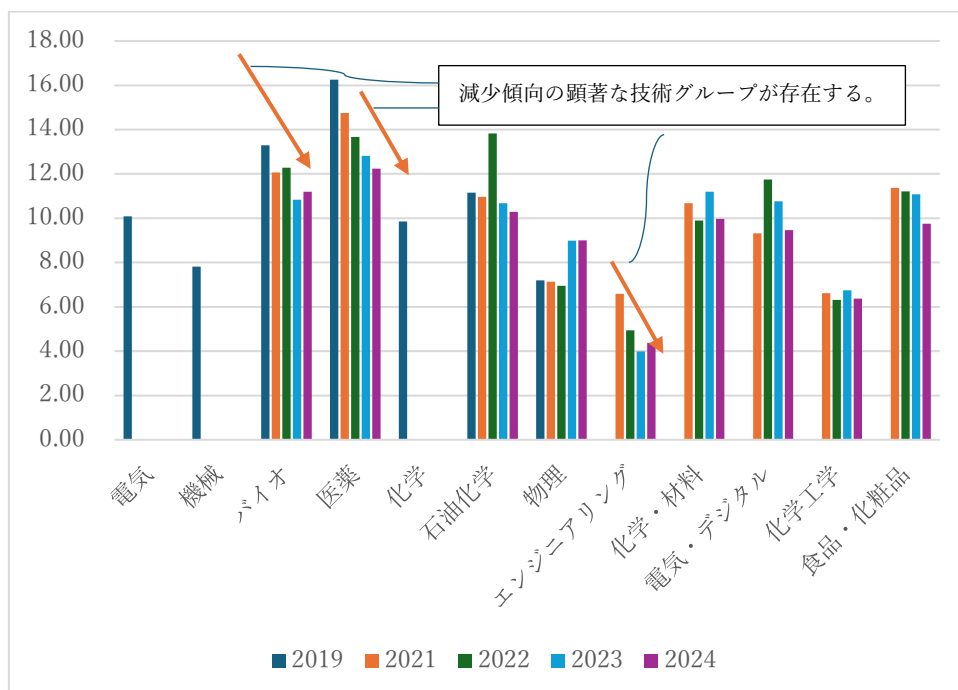
[グラフ 2]発明特許登録件数(2024 年の値は速報値)



[グラフ 3]発明特許出願および登録件数(2024 年の値は速報値)



[グラフ 4]出願から登録までの期間（発明特許）（単位：年）（2024 年の値は速報値）



[表 3] 出願から登録までの期間（発明特許）（単位：年）（2024 年の値は速報値）

年	電気	機械	バイオ	医薬	化学	石油化学	物理	エンジニアリング	化学・材料	電気・デジタル	化学工学	食品・化粧品
2019	10.09	7.81	13.29	16.25	9.86	11.16	7.20	-	-	-	-	-
2021	-	-	12.07	14.75	-	10.96	7.13	6.59	10.67	9.32	6.61	11.37
2022	-	-	12.28	13.67	-	13.83	6.95	4.94	9.89	11.74	6.32	11.21
2023	-	-	10.84	12.81	-	10.68	8.98	3.98	11.19	10.77	6.75	11.08
2024	-	-	11.20	12.23	-	10.28	9.00	4.38	9.97	9.46	6.37	9.75

[表 4]審査請求から登録までの期間（2022 年-2024 年）（単位：年）

（2024 年の値は速報値）

年	バイオ	医薬	石油化学	物理	エンジニアリング	化学・材料	電気・デジタル	化学工学	食品・化粧品
2022	5.69	6.88	6.83	1.36	2.00	5.80	5.36	0.99	4.88
2023	5.66	7.19	4.50	3.49	1.54	5.63	7.18	2.19	4.80
2024	5.15	6.83	4.95	4.72	2.45	3.81	4.42	3.40	4.46

[表 5]出願から登録までの期間と、審査請求から登録までの期間（2024 年）（単位：年）
 (2024 年の値は速報値)

年	バイオ	医薬	石油化学	物理	エンジニアリング	化学・材料	電気・デジタル	化学工学	食品・化粧品
出願から登録まで	11.20	12.23	10.28	9.00	4.38	9.97	9.46	6.37	9.75
審査請求から登録まで	5.15	6.83	4.95	4.72	2.45	3.81	4.42	3.40	4.46

[表 6]特許審査官数
 (注)（カッコ内は審査官補数で、内数。）

年月	電気	機械	バイオ	医薬	化学	石油化学	物理	合計
2014.09	4	7	4	6	5	4	4	34
2017.05	12	17	8	10	11	9	11	78
2019.02	15	20	9	13	13	13	14	97

年月	電気・デジタル	エンジニアリング	バイオ	医薬	化学・材料	化学工学	食品・化粧品	石油化学	物理	合計
2023.02	14(1)	12(2)	8(2)	12(1)	13(1)	9	6	13(1)	12(1)	99(9)
2024.01	12(1)	12(2)	10(2)	11(1)	12	10	6	11(1)	12(1)	96(8)
2024.12	14(1)	13(2)	8(1)	12(1)	14(1)	9	6	13(1)	14(1)	103(8)

(3) 小特許
 ①出願件数及び登録件数

[表 7][グラフ 5]に示すように、2024 年の出願件数は 3,904 件であり、2020 年の 3,451 件より約 13%増加している。また、[表 8][グラフ 6]に示すように、2024 年の登録件数は 1,972 件と、2023 年の 2,309 件よりは落ち込んでいる。[グラフ 7]に示すように、2021 年までは出願件数、登録件数ともに増加傾向であったので、コロナ禍の影響もあったであろうが、（2）発明特許の項でも述べたとおり、知的財産局（DIP）における 2022 年 8 月から 11 月にかけての局内システム障害の影響により審査が滞ったことが大きいと考えられる。

内国出願と外国出願の比率は、常に内国出願の比率が遥かに高いため（2024 年実績で、タイ国内出願 3,680 件に対し、外国出願は 224 件）、内国出願の落ち込み（2021

年の 3,620 件が 2022 年に 3,343 件）が 2022 年の出願件数減少にそのまま反映された結果となっている。なお、小特許については外国出願人の国籍別の統計は公表されていない。

また、登録件数については、[表 8]に示すように 2023 年に 2,309 件と過去最高を記録し、2024 年にも 1,972 件に達しており、コロナ禍の影響と、2022 年の知的財産局（DIP）における局内システム障害の影響からの回復が著しい。

②審査期間と審査官数

[表 9]に示すように、出願から登録までの期間については、機械分野・化学分野とも 2019 年調査より長期化の傾向が見られ（機械分野：1.34 年（2019 年）→2.85 年（2024 年）、化学分野：2.11 年（2019 年）→3.87 年（2024 年））、特に化学分野における長期化が著しい。[表 10]に示すように、小特許審査官数についても、特許審査官と同様の理由により、増員は頭打ちとなっている（2019 年 2 月に 16 名、2023 年 2 月に 24 名、2024 年 12 月で 26 名）。

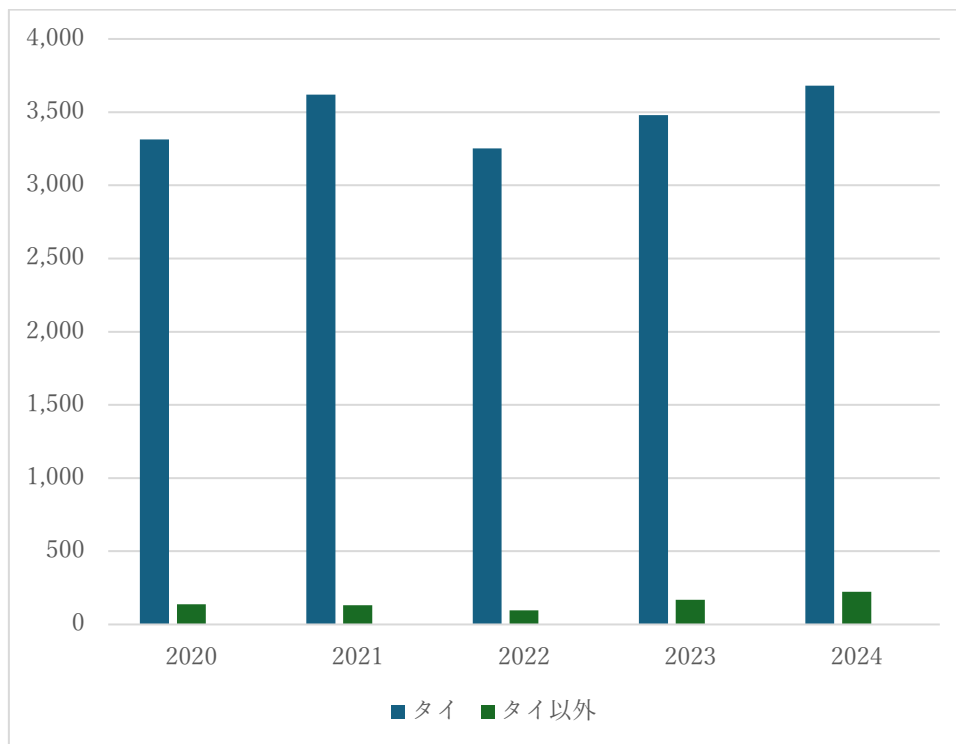
[表 7] 【出願件数】（2024 年の値は速報値）

年	タイ	タイ以外	未分類	合計
2020	3,314	137	0	3,451
2021	3,620	132	0	3,752
2022	3,252	96	0	3,348
2023	3,480	169	0	3,649
2024	3,680	224	0	3,904

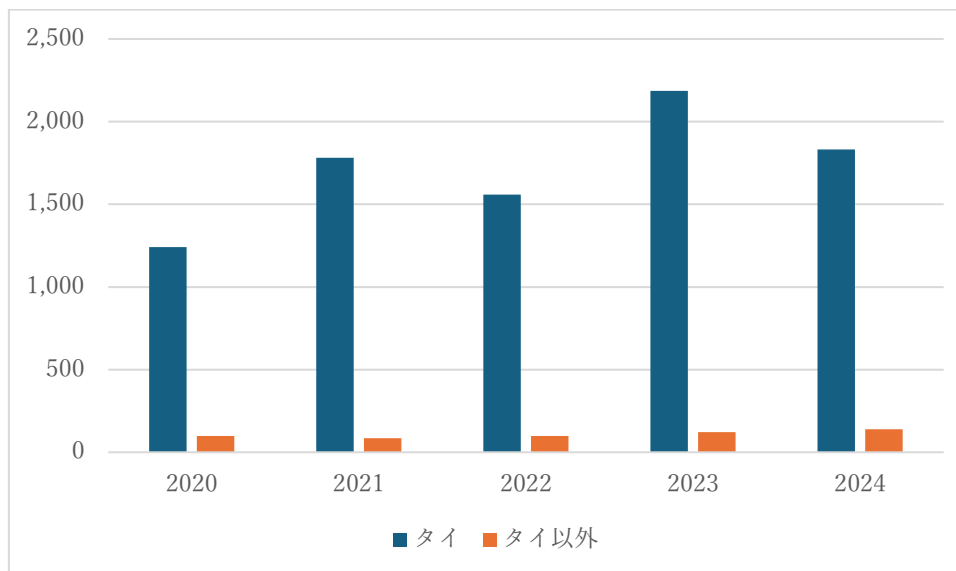
[表 8] 【登録件数】（2024 年の値は速報値）

年	タイ	タイ以外	合計
2020	1,242	98	1,340
2021	1,781	86	1,867
2022	1,559	98	1,657
2023	2,187	122	2,309
2024	1,832	140	1,972

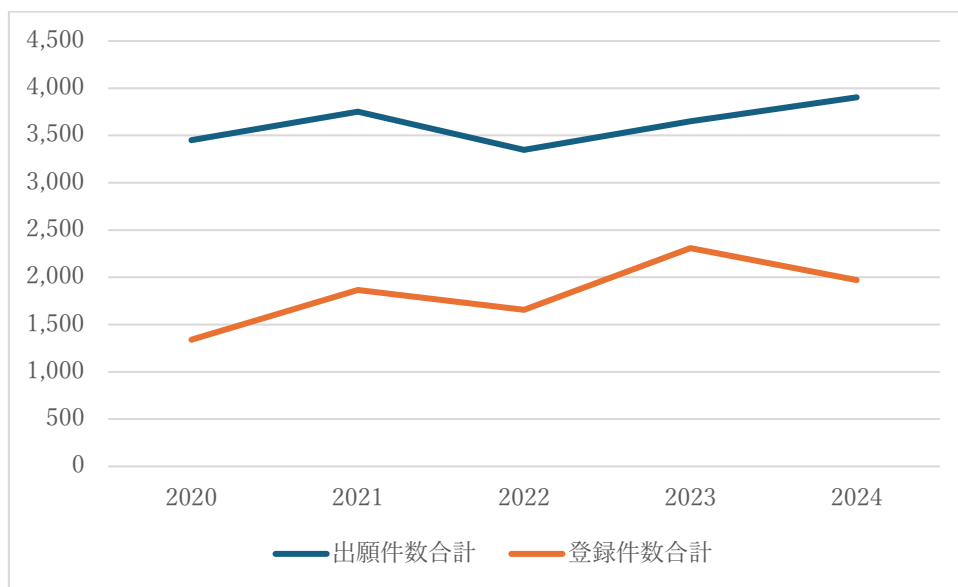
[グラフ 5]小特許出願件数(2024 年の値は速報値)



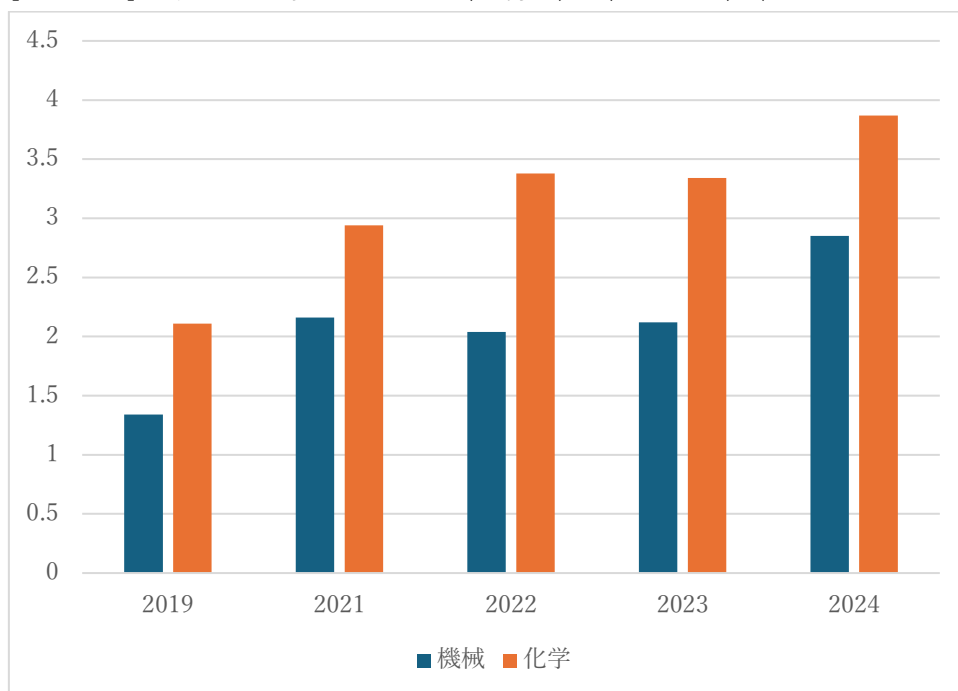
[グラフ 6]小特許登録件数(2024 年の値は速報値)



[グラフ 7]小特許出願および登録件数(2024 年の値は速報値)



[グラフ 8]出願から登録までの期間（小特許）（単位：年）（2024 年の値は速報値）



[表 9] 出願から登録までの期間（小特許）（単位：年）（2024 年の値は速報値）

年	機械	化学
2019	1.34	2.11
2021	2.16	2.94
2022	2.04	3.38
2023	2.12	3.34
2024	2.85	3.87

[表 10]小特許審査官数

（注）（カッコ内は審査官補数で、内数。）

年月	機械	化学	合計
2019.02	10	6	16
2023.02	14(8)	10(5)	24(13)
2024.01	13(8)	12(7)	25(15)
2024.12	14(8)	12(7)	26(15)

（4）意匠

①出願件数と登録件数

[表 11][グラフ 9]に示すように、2020 年から 2024 年の出願件数は 5,000 件を上回る数値で推移し、2024 年には 6,000 件を上回るに至った。2024 年の出願件数は 6,365 件で、2029 年の 5,807 件より 9.6%増加している。登録件数は [表 12][グラフ 10]に示すように、2024 年の登録件数は 3,180 件で、2021 年に 2,693 件、2022 年に 2,317 件と落ち込んでいたものが 2023 年には 2,695 件と回復している。このように回復基調にはあるが、2020 年の登録件数 3,495 件に比べて約 9%減と登録件数を減らしている。

[表 11][グラフ 9]に示すように、出願件数を出願人の国籍別で見ると、タイ国内からの出願が 2020 年に 4,481 件だったものが、2022 年に 3,825 件、2023 年に 3,949 件と 4,000 件を割るまでに落ち込んでいたものが、2024 年には 4,307 件と、こちらも回復基調にある。日本と米国については減少傾向、中国については急速な増加傾向がみられる。

②審査期間

[グラフ 12]に示すように、出願から登録までの平均審査期間についてはグラフ外の 2012 年の調査結果の 5.37 年から 2021 年には 2.42 年にまで大幅に短縮されたが、2022 年には 2.74 年、2023 年には 2.77 年、2024 年には 3.24 年と、やや延びる傾向にある。これは、コロナ禍の影響で出願件数が落ち込んでいたが審査についてもやはり影響を受けた上、2022 年には知的財産局(DIP)の局内コンピュータシステムの障害発生が審査に

影響していることが考えられ、その結果、出願件数が回復してきたことにより審査期間が長期化していると推察される。

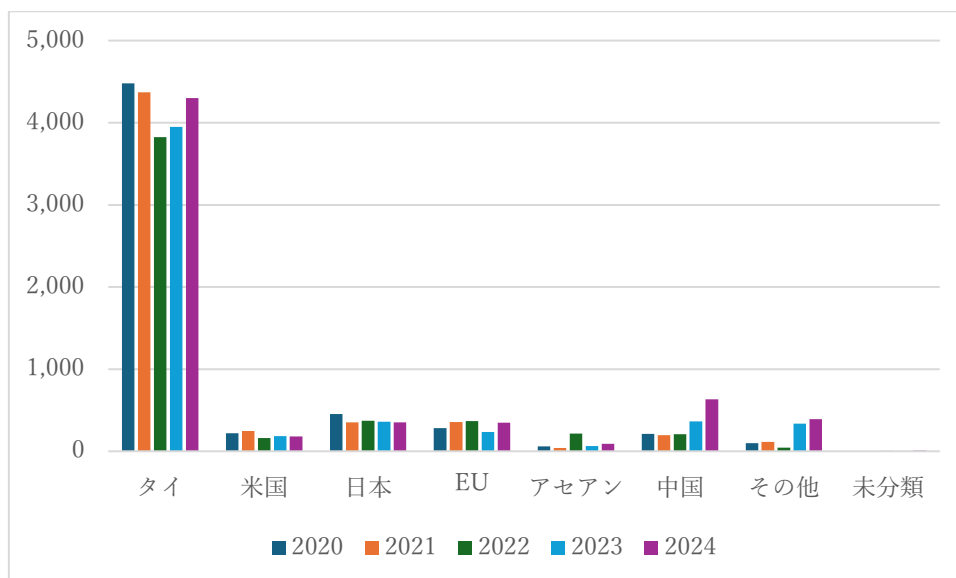
[表 11] 【出願件数】(2024 年の値は速報値)

年	タイ	米国	日本	EU	アセアン	中国	その他	未分類	合計
2020	4,481	221	454	280	60	211	100	0	5,807
2021	4,371	248	350	354	41	196	114	0	5,674
2022	3,825	161	370	366	217	206	43	5	5,218
2023	3,949	184	358	236	65	362	338	1	5,498
2024	4,302	179	353	349	92	631	389	10	6,355

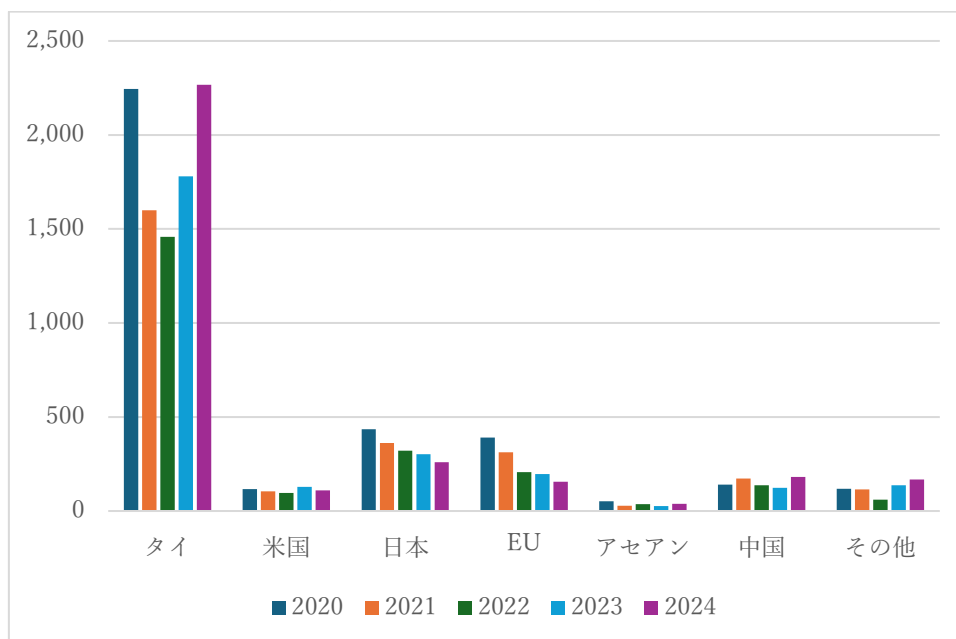
[表 12] 【登録件数】(2024 年の値は速報値)

年	タイ	米国	日本	EU	アセアン	中国	その他	合計
2020	2,244	116	435	390	52	140	118	3,495
2021	1,599	105	361	313	28	173	114	2,693
2022	1,459	96	320	207	37	137	61	2,317
2023	1,780	129	302	197	26	124	137	2,695
2024	2,267	110	259	156	38	182	168	3,180

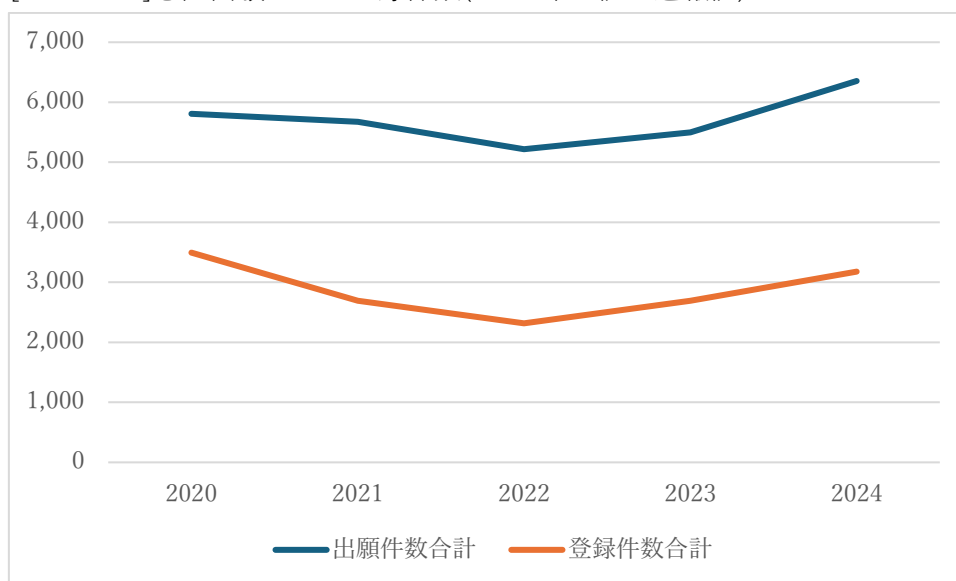
[グラフ 9] 意匠出願件数(2024 年の値は速報値)



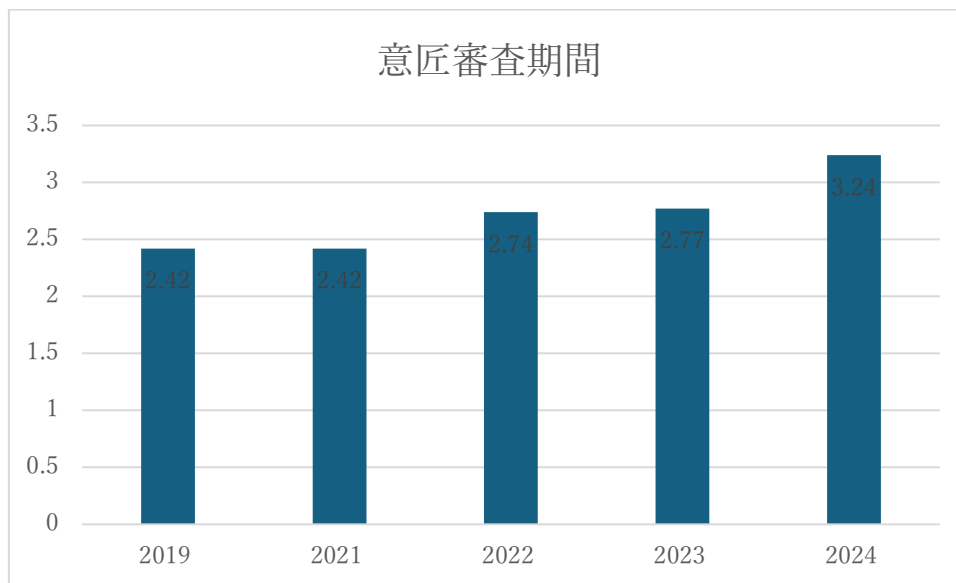
[グラフ 10] 意匠登録件数(2024 年の値は速報値)



[グラフ 11] 意匠出願および登録件数(2024 年の値は速報値)



[グラフ 12]出願から登録までの期間（意匠）（単位：年）（2024 年の値は速報値）



（5）商標

①出願件数と登録件数

出願件数については、2017 年 11 月 7 日から受付を開始した国際出願の受理数を括弧書きで表している。[表 13][グラフ 13]に示すように、2024 年の出願件数は 37,646 件でコロナ禍以前の 2020 年の 47,067 件からみると約 20%減少しており、依然として減少傾向にある。

2016 年商標法改正法で複数の区分を一つの出願にまとめて出願を行うことができる多区分制が導入されたため、2015 年の 52,344 件をピークに出願件数は減少傾向にあったが、マドリッド協定加盟による国際出願制度の導入後は、マドリッド協定を利用した出願件数が増加に転じた（マドリッド協定利用出願、2018 年：7,538 件→2019 年 10,553 件）。しかし、そのマドリッド協定利用出願は、その後 9,000 件台で推移したのち、2024 年に 4,690 件と大幅に減少している。このマドリッド協定利用出願については、2023 年に比べてどの国からの出願も 2024 年にはおよそ半減している。

また、EU からのタイへの出願は急速に国際出願に移行している一方で（年によって異なるが、マドリッド協定利用出願の受付開始後、全体の 50%超から約 80%がマドリッド協定利用出願に移行）、タイ国内からの国際出願制度の利用は年間 10 件に満たず、出願全体の 0.1%を上回ったことがなく、きわめて低調なままであり、2024 年にいたっては 0 件である。

中国からタイへの出願については増加傾向にあるが、国際出願への移行は進んでいない。

[表 14][グラフ 14]に示すように、2022 年の登録件数は 34,704 件、2023 年の登録件数は 34,575 件と増加していたが、2024 年には 14,761 件と、2023 年に比べて約 57%減少を記録した。

ただし、2024 年のデータが速報値であり、何かの理由で大幅に出願件数・登録件数がカウントされていない可能性に留意が必要である。

②審査期間

[グラフ 16][表 15]に示すように、出願から登録までの期間について、他人の商標との同一または類似、識別力の欠如を理由とした拒絶を受けたことにより、審判請求を経て登録となった案件の場合は 2022 年には 8.56 年を要しており、2016 年調査時の 4.65 年以来、登録までの期間は長くなる一方であったが、2023 年には 8.13 年、2024 年には 7.22 年とやや改善がみられる。

また、審判請求をすることなく登録された場合も 2021 年の 2.30 年から 2022 年にはほぼ 1 年長期化して権利化までに平均 3.24 年を要する結果となっているが、2023 年には 2.41 年、2024 年には 2.70 年と一応の改善傾向にあり、審判請求のない場合は、ほぼコロナ禍以前の値より少し長い程度まで回復してきている。

なお、下記 2.に添付する審判件数から分かるように、商標の審判件数は毎年約 2,000～3,000 件超であり、このような審判請求件数の数も伴って、全体の審査期間が長期化していると考えられる。

[表 13] 【出願件数】(2024 年の値は速報値)

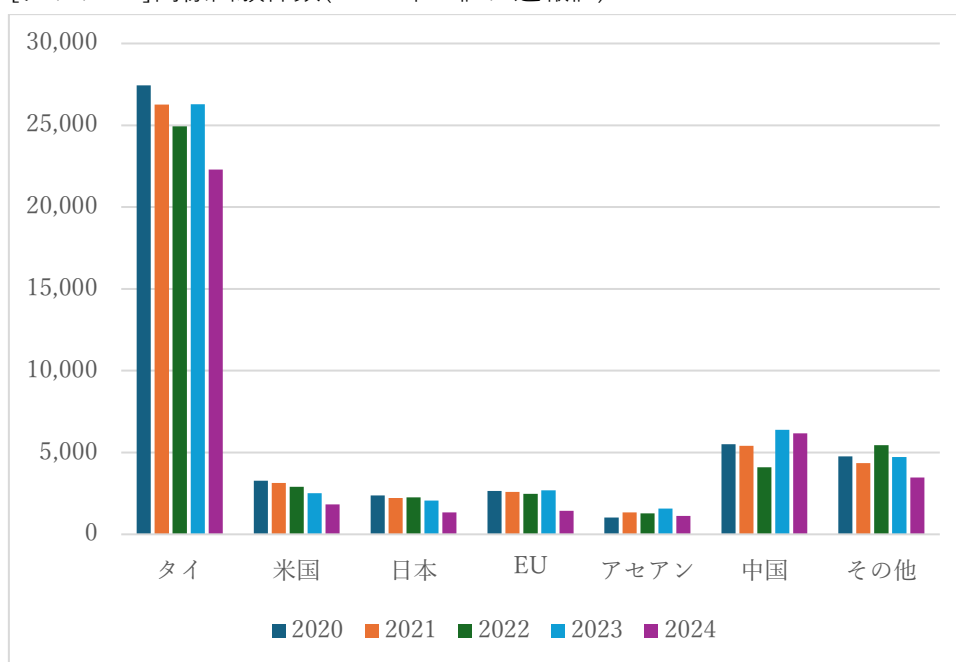
年	タイ	米国	日本	EU	アセアン	中国	その他	合計
2020	27,450 (5)	3,273 (1,162)	2,387 (1,193)	2,654 (1,977)	1,022 (371)	5,509 (2,064)	4,772 (2,549)	47,067 (9,321)
2021	26,276 (1)	3,131 (1,357)	2,217 (1,125)	2,596 (2,029)	1,345 (493)	5,401 (1,930)	4,359 (2,415)	45,325 (9,350)
2022	24,935 (13)	2,912 (1,132)	2,263 (1,138)	2,475 (1,990)	1,281 (489)	4,106 (1,644)	5,443 (2,754)	43,415 (9,160)
2023	26,279 (1)	2,519 (1,019)	2,068 (994)	2,698 (2,107)	1,577 (562)	6,385 (2,245)	4,723 (2,243)	46,279 (9,171)
2024	22,292 (0)	1,821 (518)	1,334 (496)	1,431 (1,066)	1,127 (263)	6,173 (1,216)	3,468 (1,131)	37,646 (4,690)

(注) (カッコ内は国際出願の受理件数(内数)を示す。)

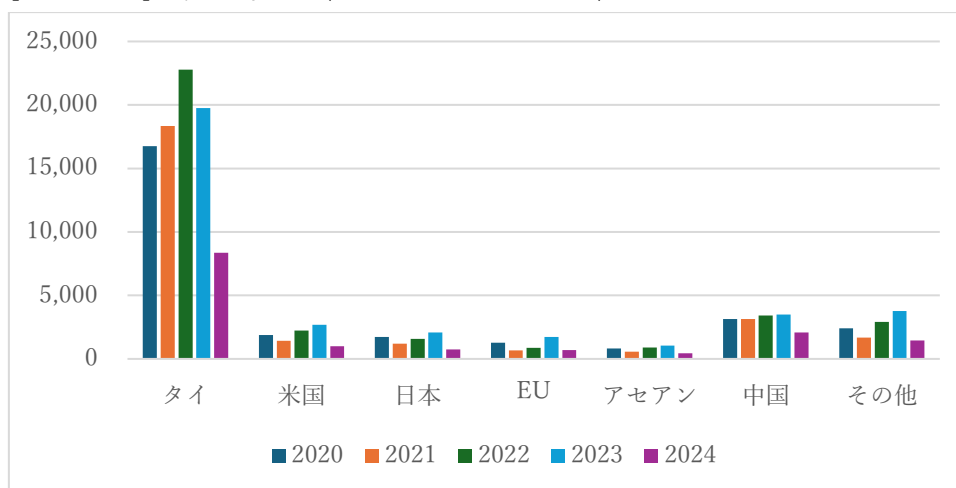
[表 14] 【登録件数】(2024 年の値は速報値)

年	タイ	米国	日本	EU	アセアン	中国	その他	合計
2020	16,767	1,883	1,737	1,272	811	3,132	2,416	28,018
2021	18,351	1,439	1,207	666	580	3,136	1,687	27,066
2022	22,787	2,222	1,582	881	891	3,418	2,923	34,704
2023	19,749	2,690	2,087	1,719	1,059	3,497	3,774	34,575
2024	8,353	990	746	693	445	2,081	1,453	14,761

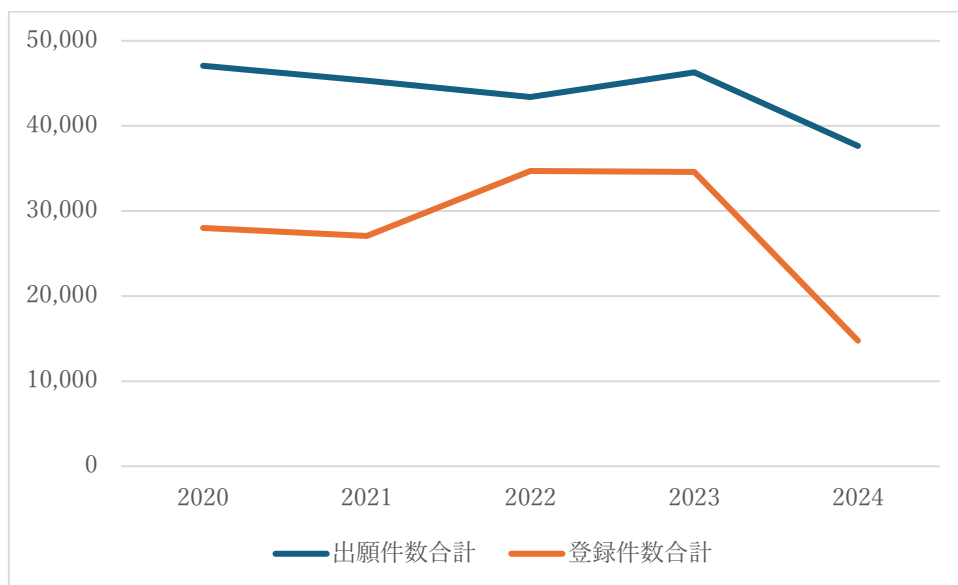
[グラフ 13]商標出願件数(2024 年の値は速報値)



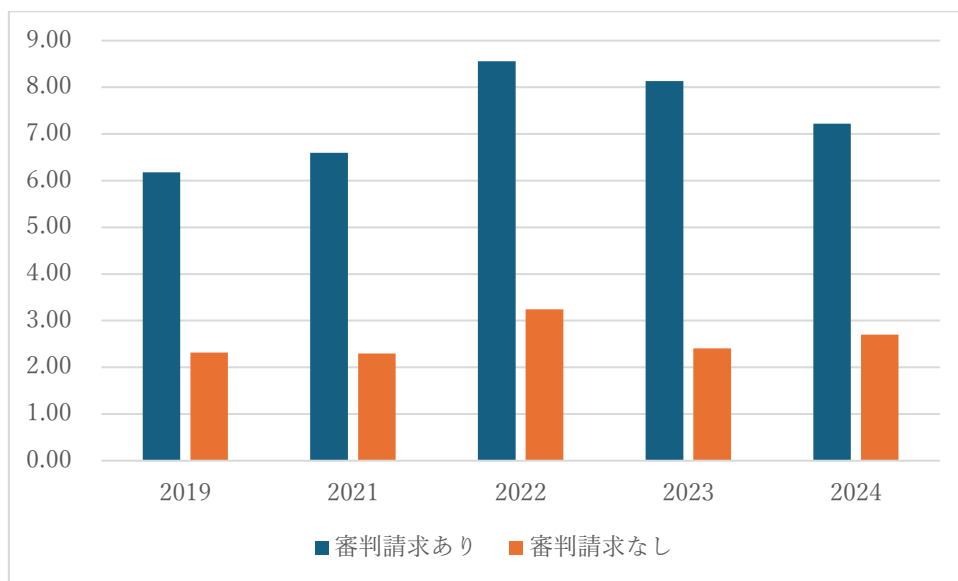
[グラフ 14]商標登録件数(2024 年の値は速報値)



[グラフ 15]商標出願および登録件数(2024 年の値は速報値)



[グラフ 16]出願から登録までの期間（商標）（単位：年）(2024 年の値は速報値)



[表 15]出願から登録までの期間（商標）（単位：年）（2024 年の値は速報値）

年	審判請求あり	審判請求なし
2019	6.18	2.32
2021	6.60	2.30
2022	8.56	3.24
2023	8.13	2.41
2024	7.22	2.70

(6)地理的表示(GI)

[表 16]に示すように、出願件数はおおよそ毎年 30 件前後を上下しており、[表 17]に示すように、登録件数も毎年 20 件から 30 件程度で、大きな変動は見られない。知的財産局(DIP)がタイ国内での地理的表示(GI)登録を推奨していることもあり、ほとんどの出願はタイ国内からである。

なお、タイ全土の 1 都 76 県では、それぞれ当該都県における 1 商品以上についての地理的表示(GI)登録が行われており、全都県において地理的表示(GI)登録が行われた商品が存在する。

[表 16]GI 出願件数(2024 年の値は速報値)

年	タイ	タイ以外	合計
2020	30	4	34
2021	24	1	25
2022	28	1	29
2023	27	1	28
2024	27	2	29

[表 17]GI 登録件数(2024 年の値は速報値)

年	タイ	タイ以外	合計
2020	18	0	18
2021	18	1	19
2022	25	0	25
2023	18	5	23
2024	23	3	26

(7)著作権

[表 18]に示すように、著作権登録件数はおおそ毎年 10,000 件前後を上下している。映画、ダンス、放送の件数はごく少ない。

[表 18]著作権登録件数(2024 年の値は速報値)

年	文学	美術	音楽	オーディオ・ビジュアル	映画	録音	ダンス	放送	その他	合計
2020	2,017	1,629	2,749	886	45	32	6	0	26	7,390
2021	2,820	2,173	2,383	603	11	191	13	0	59	8,253
2022	3,476	2,700	1,977	1,379	29	483	21	2	88	10,155
2023	2,350	3,312	1,629	914	15	314	22	1	153	8,710
2024	2,547	2,496	1,548	566	110	2,775	35	38	0	10,115

2. 審判及び裁判件数

[表 19]、[表 20]に示すように、直近 5 年間の特許委員会、商標委員会に対するの審判件数においては、商標が全体の約 96%～約 99%を占めており、商標を除く特許・意匠・小特許の審判件数は合計しても全体の約 1%～4%程度とわずかである。

審判件数全体では、2020 年に 2,921 件あった審判申立件数が 2023 年には 1,889 件、2024 年には 2,096 件と減少している。審判決定件数については、2020 年の 2,669 件が 2021 年には 1,155 件、2022 年には 1,757 件と急激に落ち込んだのち、2023 年には 2,836 件、2024 年には 2,435 件と回復しているから、やはり新型コロナ禍と 2022 年の知的財産局(DIP)の局内コンピュータシステムの障害発生による影響があったものと推察される。

裁判件数全体では、[表 21]に示すように、2020 年に 3,232 件あった中央知的財産・国際取引裁判所(Central Intellectual Property and International Trade Court : CIPITC)への出訴件数が、2021 年に 2,768 件、2022 年に 2,864 件、2023 年に 2,756 件、2024 年に 2,256 件と減少しており、2024 年の出訴件数は 2020 年比約 70%まで落ち込んでいる。

2020 年以降、知的財産民事事件と国際取引事件の件数がまとめられているため、知的財産事件のみの件数は不明であるが、知的財産刑事事件でみると 2021 年の 2,103 件が 2024 年には 1,326 件と、約 37%減少している。

中央知的財産・国際取引裁判所(CIPITC)での裁判件数全体について、そのうちの知的財産民事事件については、確言はできないが出願件数や最終処分件数自体が新型コロナ禍と 2022 年の知的財産局(DIP)の局内コンピュータシステムの障害発生により減少した

ことによる影響が遅れて出ている可能性が考えられるとともに、知的財産刑事事件については、知的財産制度の普及啓発による制度の尊重や、エンフォースメント当局による取り締まりの強化により刑事事件が減少した可能性が考えられるが実態は不明である。知的財産刑事事件について、新型コロナ禍でのロックダウンの影響があったのであれば、その時期に大幅に提訴件数が減少していなければならないが、そうはなっていない点にも留意が必要である。

なお、そもそも知的財産刑事事件の件数は国際取引事件を含めた全体の件数合計の約 59%～約 65%を占めており、知的財産民事事件の件数と比較して多い。刑事事件のほとんどは著作権侵害、商標権侵害に関するものと思われるが、法律別のデータ自体が存在しない。[表 22]、[表 23]に示す通り、中央知的財産・国際取引裁判所(CIPITC)の判決が上訴される件数は、控訴裁判所に対しては年間 300 件ほど、最高裁判所に対しては年間 30 件ほどであり、多くはない。

[表 19]直近 5 年間の知的財産局（DIP）への審判申立件数(2024 年の値は速報値)

年	商標	特許	意匠	小特許	地理的表示	合計
2020	2,847	11	61	2	0	2,921
2021	2,734	5	30	4	0	2,773
2022	2,154	3	40	0	0	2,197
2023	1,825	5	59	0	0	1,889
2024	2,054	5	37	0	0	2,096

[表 20]直近 5 年間の知的財産局（DIP）での審判決定件数(2024 年の値は速報値)

年	商標	特許	意匠	小特許	地理的表示	合計
2020	2,594	13	61	1	0	2,669
2021	1,120	2	32	1	0	1,155
2022	1,713	10	30	4	0	1,757
2023	2,791	2	43	0	0	2,836
2024	2,362	1	72	0	0	2,435

[表 21]直近 5 年間の知的財産および国際取引中央裁判所(CIPITC)への提訴件数
(2024 年の値は速報値)

年	知的財産刑事事件	知的財産民事事件及び国際取引事件	合計
2020	2,103	1129	3,232
2021	1,641	1127	2,768
2022	1,701	1163	2,864
2023	1,664	1092	2,756
2024	1,326	930	2,256

(注) (2020 年以降の民事事件件数について、知的財産関連と国際取引関連の区別はなされていない。)

[表 22]CIPITC から専門事案の控訴裁判所 (2016 年 10 月 1 日設立) への提訴件数
(2024 年の値は速報値)

年	事件種別	
	刑事事件	民事事件
2020	75	125
2021	49	142
2022	95	190
2023	86	222
2024	91	215

(注) (2020 年以降の民事事件件数について、知的財産関連と国際取引関連の区別はなされていない。刑事事件は、知的財産事件のみの件数である。)

[表 23]最高裁判所への提訴件数(2024 年の値は速報値)

年	事件種別		合計
	刑事事件	民事事件	
2020	18	25	43
2021	5	18	23
2022	11	21	32
2023	11	13	24
2024	10	17	27

(注) (2020 年以降の民事事件件数について、知的財産関連と国際取引関連の区別はなされていない。刑事事件は、知的財産事件のみの件数である。)

(注) (2016 年 10 月 1 日に、専門事案の控訴裁判所が新たに設立され、CIPITC からの上訴案件は、まず控訴裁判所へ出訴されることとなった。)

3. 知的財産侵害事件件数（刑事事件）

知的財産侵害事件数の統計は、刑事事件についてのデータが存在する。[表 24]に示すように、税関については法律別の統計が存在しないが、タイ警察、及び、司法省特別捜査局(Department of Special Investigation : DSI)における刑事事件のほとんどが、商標法侵害または著作権法侵害に関する事件であり、特許法侵害に関する刑事事件の数は多くはない。なお、侵害品の購入手段は、E コマースの普及の影響を受けて、屋台での購入からオンラインでの購入に移りつつある。

[表 24]直近 5 年間の知的財産侵害事件件数（刑事事件）

		2020 年		2021 年		2022 年		2023 年		2024 年	
		事件数	押収点数	事件数	押収点数	事件数	押収点数	事件数	押収点数	事件数	押収点数
タイ警察	商標法	1,270	323,032	920	833,420	544	932,256	506	1,399,217	454	923,126
	著作権法	527	35,469	438	20,643	517	19,048	262	268,167	303	535,205
	特許法			23	653	9	37	3	20	7	3,265
	小計	1,797	358,501	1,381	854,716	1,070	951,341	771	1,667,404	764	1,461,596
司法省 特別捜査局	商標法										
	著作権法	4	512,621	4	2,922,630	9	672,881	12	176,397	9	384,288
	特許法							1	19,975		
	小計	4	512,621	4	2,922,630	9	672,881	13	196,372	9	384,288
タイ税関		1,541	52,517,596	484	1,347,055	498	683,954	731	293,658	531	942,605
合計		3,342	53,388,718	1,869	5,124,401	1,577	2,308,176	1,515	2,157,434	1,304	2,788,489

(注) (税関における知的財産侵害事件については、法律別には分類されていない。)

(注) (特許法は、特許・小特許・意匠を含む。)

12 章 実用新案に関する統計情報および支援手段ーインドネシア、タイ、ベトナムー

近年アセアン地域における実用新案制度が注目されていることから、タイ、インドネシア、ベトナムについての実用新案に関する統計情報及び支援制度について本章において説明する。

1. 概要

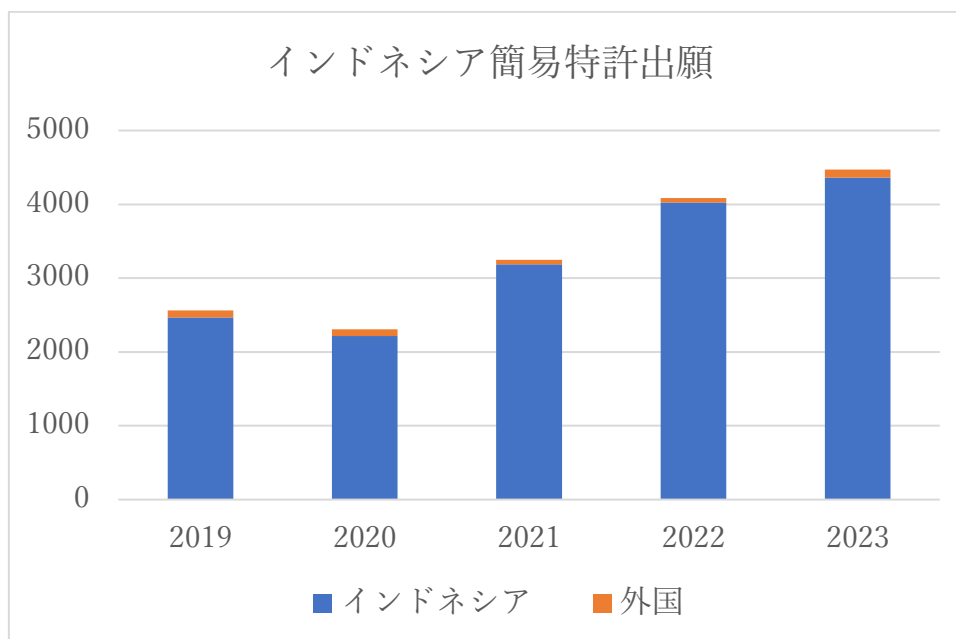
インドネシア、タイ、ベトナムにおいてはいずれも日本における実用新案に相当する制度がある。各国における制度の概要は、以下の通りである。

国名	インドネシア	タイ	ベトナム
制度名称	簡易特許	小特許	実用新案
権利期間	10 年	最長 10 年（6 年 + 2 年 × 2 回）	10 年
登録要件	新規性 産業上の利用可能性	新規性 産業上の利用可能性	新規性 産業上の利用可能性
方法の発明も登録を受けることができるか	YES	YES	YES
審査	方式審査及び実体審査	予備審査（含む方式審査）	方式審査及び実体審査

いずれの国においても、権利期間は 10 年であり、また、方法の発明も登録の対象となる。審査についても、無審査で登録になることはなく、インドネシア、ベトナムでは実体審査が行われる。タイにおいては、方式審査を含む予備審査が行われ、タイ特許法 9 条（特許要件）違反がないかどうか審査がなされる。

2. インドネシア

（1）インドネシアにおける簡易特許（Simple Patent）の統計情報



上のグラフは、インドネシアにおける簡易特許出願の出願年毎の出願件数を示す。簡易特許出願は、2019 年に 2500 件程度だったものが、2023 年には 4000 件を超え、2020 年を除いて毎年増加している。また、出願のうち 1/20 程度が外国からの出願であり、自国の出願人によく利用されている制度であるといえる。

(2) インドネシアにおける簡易特許の支援手段

インドネシアには、簡易特許に関する補助金などの支援制度はない。なお、簡易特許に限らず知的財産関連出願に関する補助金などの支援制度もない。

3. タイ

(1) タイにおける小特許 (Petty Patent) の統計情報

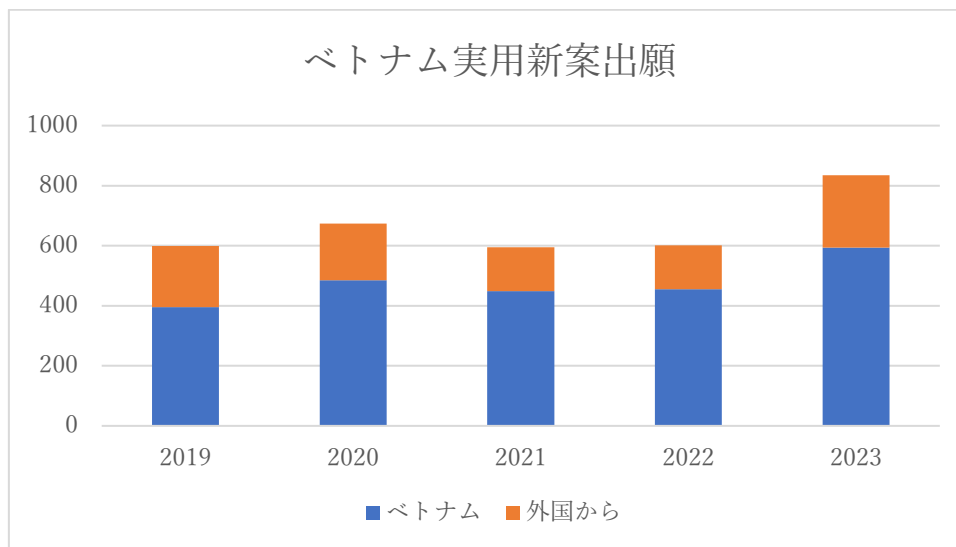
本報告書の「10 章 統計情報」(P.39) に、小特許の出願登録状況等について記載があるので参照されたい。

(2) タイにおける小特許の支援手段

本報告書の「9 章 知的財産に関する支援手段」に、小特許を含めた支援手段について記載があるので参照されたい。

4. ベトナム

(1) ベトナムにおける実用新案 (Utility Solution) の統計情報 (IPVietnam2024 年報より)



ベトナムにおける実用新案出願の出願年毎の出願件数を示す。実用新案出願は、毎年 600 件程度で安定しているが、2023 年のみ 800 件となった。また、出願のうち 1/3 程度が外国からの出願である。なお、特許出願件数は毎年増加しており、2019 年には 7520 件であったが、2023 年には 9460 件となっている。

（２）ベトナムにおける実用新案の支援手段

ベトナム知的財産庁（IP Vietnam）またはその他の政府機関による実用新案出願に対する特定の支援プログラムや助成金は実施されていない。しかし、2030 年までの知的財産資産開発プログラム承認に関する決定第 2205/QD-TTg 号では、ベトナムにおける知的財産保護とイノベーションの強化に向けた一般的な取り組みを強化する予定である。したがって、実用新案は今回の決定では明確に対象とはされていないものの、知的財産開発の包括的な目標に鑑みれば、ベトナムのイノベーションと技術商業化を促進する取り組みの一環として、将来的にはプログラムやイニシアティブが実用新案にまで拡大される可能性がある。

5. まとめ

以上見てきたように、タイ、インドネシアにおいては実用新案制度は自国民に非常によく活用されている一方で、ベトナムにおいては外国出願人にもよく利用されていた。タイにおいては特許審査に時間がかかり権利化期間が長い（8～9 年程度）が、それに比べて小特許は権利化期間が 2 年程度である。そのため、小特許制度は自国民にとって早期に知財権を得るための制度として活用されていることがうかがえる。外国出願人にとっても早期に権利を得ることができる制度として活用の可能性が検討されうるものである。インドネシアは、アセアンの中では比較的権利化期間は短いものの、自国民は簡易特許の場合には 2 年程度で権利化することができる。な

お、外国出願人の場合には、簡易特許出願としても特許出願と比してそれほど権利期間が短くなるわけではないので、あまり効果はないと考えられる。

また、タイ以外の国においては、そもそも知財に対する補助金などの特別な支援制度はなかった。タイにおいては、タイ国内の企業であれば小特許も含め利用できる補助金制度等もある点、一歩進んでいるといえる。